

令和元年12月4日

第6回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 4 日 (2 日 目)

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (1 2 名)

1 番	山 本 優 作	2 番	鈴 木 浩 二
3 番	片 山 陽 市	4 番	小 嶋 完 作
5 番	内 田 保	6 番	石 垣 菊 藏
7 番	服 部 光 男	8 番	藤 井 満 久
9 番	吉 原 一 治	10 番	松 本 保
11 番	榎 戸 陵 友	12 番	石 黒 充 明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	中 川 昌 一
総 務 部 長	田 中 嘉 久	総 務 課 長	内 田 純 慈
防 災 安 全 課 長	滝 本 功	税 務 課 長	神 谷 和 伸
企 画 部 長	鈴 木 茂 夫	企 画 課 長	高 田 順 平
地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史	検 査 財 政 課 長	山 下 忠 仁
建 設 経 済 部 長	大 岩 幹 治	建 設 課 長	山 本 剛
産 業 振 興 課 長	鈴 木 淳 二	水 道 課 長	坂 本 有 二
厚 生 部 長	田 中 吉 郎	住 民 課 長	宮 地 利 佳
福 祉 課 長	相 川 和 英	環 境 課 長	富 田 和 彦
保 健 介 護 課 長	田 中 直 之	教 育 長	高 橋 篤
教 育 部 長	山 下 雅 弘	学 校 教 育 課 長	石 黒 俊 光
社 会 教 育 課 長	森 崇 史	学 校 給 食 センター所長	山 本 剛 資

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 久 保 美 保 係 長 磯 部 貴 宏

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は12月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

おはようございます。

それでは、議長の許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、一般質問の通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大きい1番としまして、わかりやすい避難指示に。

今夏の台風直撃により大きな被害を受けた関東、甲信越地方の災害記事を見たとき、もし東海地方に来ていたらと他人事とは思えなくなりました。

そこで、避難及び告知の方法について、以下の質問をします。

1番、本町での避難勧告の判断・発令は、伝達マニュアルにより3つの類型に分類されている。近年、独居老人、高齢者家庭がふえてきている中、もっとわかりやすい言葉に変える必要があると思う。緊急の場合は「避難指示」よりも「避難命令」という強い言葉にすべきと思うが、どのように考えるか。

2番、風水害時の避難場所として、内海防災センターの使用を望む声大きい。平成30年12月の質問の答弁では、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されたので、風水害時の避難所に位置づけることは難しいとのことであったが、現在の指定避難所である内海サービスセンターと比べ、耐震済みの建物、浸水懸念のない駐車場等、安全な場所と思える。住民が安心して避難できる場所づくりとして、その後、何か対策はしたか。

大きい2番としまして、海っ子バス路線変更について問う。

令和元年10月1日に、海っ子バスの路線変更及びダイヤ変更があった。利便性を図るための変更であり、新たにバスが乗り入れられた地区を中心に時刻表の配付や乗り方の説明をし、また、内海地区で有志を募り、バスを使っての南知多町探求ツアーを実施しました。一日券を使い、海っ子バスの西海岸線と豊浜線、知多バスの師崎線を利用し、豊浜港・魚ひろば、師崎港、大井、蟹川橋南や魚太郎前で乗りおりをして使い勝手を検証してみた。

乗ってみてわかる問題点もあり、以下の質問をします。

1番、内海地区内での路線変更は、バスの通っていない地域の利便性を上げることが目的であり、地域にとっての利便性が上がり、歓迎している。西海岸線下りダイヤについて、一部、朝の2本が内海駅発となっています。さらに、内海地区の利便性を上げる意味で、内海地区としての出発点を彼岸橋からにすべきと思うがどうか。

2番、蟹川橋南のバス停の時刻表が改定前と改正後の2種類張ってあり困惑したが、現在は改定前の時刻表は撤去したのか。また、他の停留所の撤去等の確認作業はしたか。

3番、河和駅から山田バス停までの区間は、海っ子バスの豊浜線と知多バスの師崎線の路線が重複している。魚太郎前のバス停で豊浜線下りのバスに乗る予定で到着したバスを見ると、豊浜線か師崎線かわかりづらく、瞬間的に判断できなかった。観光客であれば路線もわからないので、なおさら不安に感じられると思われる。路線名を大きくバスの車両なりに表示する必要があると思った。使いやすく、わかりやすい配慮は考えているのか。

以上で一般質問の朗読を終わらせていただきますが、この後、再質問につきましては自席で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1-1、風水害時における緊急の場合、避難指示よりも避難命令という強い言葉にすべきと思うが、どのように考えるかについて答弁をさせていただきます。

市町村長による避難の指示等につきましては、災害対策基本法の第60条により、必要と認める地域の居住者等に対して避難のための立ち退きを勧告し、あるいは、急を要する場合には立ち退きを指示することができるかとされております。避難命令についての規定はございません。

議員の言われるように、避難勧告や避難指示、緊急の危険度がわかりにくく、平成30年7月豪雨、いわゆる西日本豪雨におきましても、国や自治体からさまざまな防災情報が発表されていたにもかかわらず、的確な住民避難につながらなかったことが課題として指摘されております。

これを踏まえまして、平成31年3月に内閣府の避難勧告等に関するガイドラインが改定され、住民等が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、市町村が発令する避難情報と国や県が発表する防災情報が5段階の警戒レベルに整理をされております。

本町におきましても、この改定を受け、本年6月に避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改定し、災害発生の高まりに応じ、この警戒レベルを用いて避難勧告等を発令することとしております。

この警戒レベルについては、テレビなどのメディアにおいても全国で統一して報道されております。

本町といたしましては、住民や来訪者の方に混乱を招かないよう、災害発生リスクに応じて避難勧告等の判断・伝達マニュアルに従い、現行どおり、この5段階の警戒レベルを付して、的確かつ迅速に勧告、指示等の避難情報を提供してまいります。

また、平常時より、防災訓練や防災講話等、さまざまな機会を通じまして、警戒レベルに応じた的確な避難行動の周知と啓発活動に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今の答弁でもありましたように、国や気象庁からの避難情報は、住民にいかに正確に

早く届かせるかというのが一番の目的だと思います。最近といいますか、大災害を受けて、NHKでも言葉を強く発する、ただ淡々と話すのではなく、そのような形で気持ちまでをも住民に届かせるというようなことをやっております。台風等で雨・風が大ききときに、何か、例えば防災無線にしてもそうですが、力強く命令的に伝えるというようなことは、何か工夫なり何なりということは考えているのかどうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

近年、台風の大型化が叫ばれております。報道におきましても、スーパー台風だとか、あるいは伊勢湾台風並みの勢力といったような表現がされることが多々ございます。

町の情報伝達におきましても、こうしたような表現、あるいは報道の仕方、こうしたようなところも参考にいたしまして、的確に台風の脅威が伝わるように工夫をしていきたいというふうに考えております。

また、防災行政無線を放送する際には、聞き取りにくいと、強風の中でなかなか声が伝わらないといったような御指摘も受けております。こういったような点につきましては、避難情報を伝達する際には、防災行政無線のこうした放送のみではなくて、メールサービスだとか、あるいはテレビ・ラジオ等の各メディア、あるいは防災ラジオ、こういったようなものを、幾つかの複数のこうした手段を組み合わせながら伝達をしていきたいと。それによって、広く確実に伝達するように工夫をしていきたいなというふうに考えております。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いろんな方法で伝えていただくということですが、防災ラジオ一つとってもいいですか、ふだんの生活は健常な方なんです、耳が遠くて、なかなか訪問しても、ドアをたたいてもすぐ出てこれない、そんなような方も近くにお見えになりますし、独居老人というのが今後、今もそうですが、今後ふえていくと思われま。

そういった中で、今私が思いつくのも、やはり防災ラジオを常に聞く習慣をつけてもらう、またその人が聞こえる範囲でのボリューム調整をしておいてもらうということも

必要かなというかあれなんです、そのほかに、そのような災害弱者に対して特典とか何か、そういったものがあれば教えていただきたいんですが。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

災害弱者と言われるような方たちに対しまして、どのような支援があるかといった御質問かと思えます。

いつどこで発生するかわからない災害に対しまして、高齢者の方をはじめといたしまし災害時要配慮者の方たち、その安全な避難を確保する、そういったようなことには、行政が行いますこうした公助のほかにも、みずからの身は自分で守るといった自助、あるいは地域が助け合って避難するといった共助の取り組み、こうしたようなものが極めて重要だというふうに考えております。

役場のほうでは、例えば共助の促進をすると、こうした取り組みといたしましては、災害時の要援護者台帳の登録を制度化しております。これによりまして、避難行動をとる上で支援を必要とされるような、そうした方につきまして、こうした台帳を作成しまして、登録した台帳には各自主防災会だとか、あるいは消防団、あるいは地域の支援者の方、こういった方にこうした情報提供を行いまして、災害時における避難支援に活用していただいているといったようなことでございます。

また、自助という面からいきますと、これを促進するとした取り組みの一つとして、例えば防災ラジオにつきましては、町のほうで配付しておりますけれども、こうした方につきましては無償配付ということで普及を図っております。

こうしたようなことによりまして、自助・共助、こうしたようなものに取り組んでいるということでございます。

また、本町におきましては、高齢の単身者世帯が増加しているといった状況にございます。防災訓練や町広報紙への掲載など、さまざまな機会を通じまして、警戒レベルを用いた避難情報を解説したりすることで、また自助・共助を促進していくといったようなことを継続的に呼びかけております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

そういうふうな感じで、要援護者といいますか、防災ラジオにしても、やはり情報を発信する、その情報を届ける、本人まで伝わるという意味で、そのような特典を利用してもらい、させていただく。そのような情報も、また自主防災会なり区長さんを通じて周知徹底、そうしたことをしていただければ大変ありがたいと思います。

情報を伝えるというか、発信するということでちょっと質問なんですが、今年の台風19号の際、長野市で千曲川の堤防が決壊しました。そのときに、長野市が決壊の情報を住民に伝えていなかった、それによって逃げおくれ被害が大きくなった事実もあります。南知多町では、幸か不幸かといいますか、そのような大きい川もありませんし、天井川ということで、背丈まで水が氾濫するというものもないですが、例えばそのような緊急情報を流すといった際の何か明確な基準というものがあれば教えていただきたいんですが。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

ただいま服部議員からの緊急事態発生時の連絡体制はできているのかについてお答えさせていただきます。

例えば内海川の越水が確認されたような場合、また河川の氾濫によりまして浸水被害の発生が確認され、降雨の継続等により浸水被害の拡大が見込まれるような場合におきましては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づきまして、警戒レベル5、災害発生情報を発令いたしまして、町民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかけいたします。

本町の防災体制といたしましては、第2非常配備体制、そして、被害が特に甚大な場合におきましては、第3非常配備体制をとります。勤務時間外の場合におきましては町内放送、夜間・休日・時間外の場合におきましては職員メール等を活用いたしまして、あらかじめ定められた非常配備編成表に基づき職員を参集いたします。

また、内海川とか山海川におきましては、河川管理者でございます愛知県の知多建設事務所のほうが時間降水量50ミリを超えるようなときにおきましては、地元土木業者と連携いたしまして、水位状況ですとか河川の状況を監視いたしまして、危険な状況となれば、町へも情報伝達されることとなっており、行政間においても連絡体制は確保され

ておるといふふうに考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(藤井満久君)

服部議員。

○7番(服部光男君)

災害は、夜でも休日でも関係なく来ますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。さて、大災害が来たときとか、セットといいますか、停電の長期化も予想されます。ですが、自治体、役場としての機能としては、やはり正常に近いような形で運営していただきたいというのがあります。

そういった中で、例えば停電の中でも、役場の業務として何%ぐらいの稼働率を目指してやっているのか。また、自家発電が万が一とまってしまった場合はどんな状況になるかを教えていただきたいと思ひます。

○議長(藤井満久君)

発言の途中ですが、服部議員に申し上げます。

質問は通告外にわたらないように留意してください。

今の質問の答弁はよろしいですか。

○7番(服部光男君)

ちょっとお待ちください。

○議長(藤井満久君)

次の答弁に行ってもらってもよろしいですか。

(7番議員挙手)

服部議員。

○7番(服部光男君)

災害時の体制について全般でという意味でちょっと私は捉えて、窓口がきょうのような、どのような形で伝えるかというような形なんです、発信側としてどのような体制を持っているのかというのも重要な感じだと思ひて質問を構築してきましたので、とりあえず質問させていただきますので、またそれについての御判断をいただけたらと思ひますが。

○議長(藤井満久君)

通告外になりますけれども、その辺を考えていただきたいんですが。

○7番（服部光男君）

今の分は削除で結構です。

○議長（藤井満久君）

次に行ってよろしいですか。

○7番（服部光男君）

はい。では、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1-2、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定された内海防災センターの風水害時の避難所としての利用につき、何か対策をしたかについて答弁をさせていただきます。

昨年の12月議会におきまして、議員の一般質問に対しまして、内海防災センターの建物及び敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、現時点においては風水害時の避難所に位置づけることは厳しいと、このような答弁をさせていただきました。

その後、地域の避難所として内海防災センターを活用することの有効性やその必要性を愛知県に対して訴えてまいりました。当該区域における急傾斜地崩壊対策事業の実施を強く要望しているところでございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

愛知県に訴えていただくという、大変当たり前といたしますか、ありがたいと思いますが、町としては、この防災センターを避難所として活用することについて、どのように思われているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

この防災センターが避難所としてどうかということなんですが、この防災センターに

つきましては高台に設置をされておりました、さらに防災トイレだとか、あるいは非常用の発電設備、こういったようなものも整備をされております。

こうしたことから、地震・津波はもとより、風水害時におきましても、避難所として有効に活用できる施設だというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

先ほど県への要望を出しているということなのですが、県の反応はどんな感じなんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

町といたしましては、この施設を町の防災計画にも地域の防災活動の拠点施設と、このように位置づけて、その旨を記載しているところでございます。

愛知県に対しましても、こうしたことを踏まえまして、土砂災害特別警戒区域での急傾斜地崩壊対策事業の実施を求めてきたところ、県としても一定の理解を示していただきまして、前向きに検討していただいていると、こういった状況にございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひそのよう形で、町・県が一つとなって、住民が安心して避難できる場所をつくっていただきたいと思っております。

またもう一つ、避難場所を快適にという意味で提案がありますが、今、パーティションを訓練でもよく使っておりますし、そのような装備が順番にふえてきておりますが、よその地区でもちょっと見かけたもので、パーティションのかわりにテントを用意するという方法も今見かけられております。そういった意味で、パーティションのかわりといえますか、も含めてテントの用意もやるということで、万が一のときの屋外使用もできるということで、そのような配備というのは提案としてひとつ考えてもらえるかどうか

かお答えいただきたいと思いますが。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

ただいまの服部議員からの簡易テント、こういったものを町の備蓄資材として検討できないかという御質問に対しましてお答えさせていただきます。

パーティションにつきましては、現在、町のほうで500張りほど整備をしておる状況でございます。今後もさらに400張りほど整備をする予定をしております。

簡易テントは、屋外はもちろん、体育館などの屋内でも設置をできる、そういった簡易テントだと思っておりますが、プライバシーを守るという意味におきましては、有効な資機材であるとも考えております。

ただ、屋外に設置をしますと、テント用の避難所用地を確保するというような、そういった必要性も出てくると考えられますので、その備蓄品の整備における簡易テントの優先度とあわせて、今後検討していきたいと考えます。

また、自助という意味におきましても、各地区自主防災組織等におきましても、町の防災資機材整備事業補助金等を活用していただきまして整備をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

私も自分たちの地域でそろえてみようかなということで今動いております。今後もスーパー台風とか、コースによっては当地を直撃されるおそれもありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます、大きい2番のほうに移っていただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問2-1、海っ子バスの西海岸線下りダイヤについて、一部、朝の2本が内海駅発となっている。さらに内海地区の利便性を上げる意味で、内海地区として

の出発点を彼岸橋からにすべきと思うがどうかにつきまして答弁させていただきます。

海っ子バスにつきましては、本年10月1日に運行ダイヤと経路の一部を改正いたしました。議員御指摘の西海岸線につきましては、運行経路を一部変更しております。

現在、朝の2便は、改正前と同様に師崎港と内海駅間の運行としておりまして、彼岸橋のバス停留所は内海駅と河和駅間のバス停留所となりますので、運行はしてございません。

朝の2便について、下りの出発点を彼岸橋からにした場合、続く楠、名切、組合前のバス停留所も運行することになりまして、内海地区の利便性が向上するという御指摘でございますが、今後、利用者の皆様の声をお聞きしながら、バス利用の実態調査などを踏まえ、より利便性の高い路線、運行ダイヤ等となるよう検討・改善に努めてまいりたいと考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひ前向きに、早期にお願いしたいと思います。

もう一つ、朝のダイヤについての質問ですが、これはいろいろな方からも、ダイヤ表をもらったときにすぐ言われたこともあります。西海岸線の上りの早朝の1・2便なのですが、これは師崎発で内海駅のとめになっております。ということは、内海駅の電車への接続として運行されているのが主な目的だと思っております。

この時刻表を見ていただきますと、図ったようにバスの到着時間と電車の発車時間が同じ時刻になっております。3便に至っては、バス到着1分前に電車は既に発車しております。バスのダイヤを5分早めることで、駅の乗り継ぎ、電車への乗り継ぎが有効にできると思うんですが、このダイヤ編成には、何か5分早めると問題があるとか、何か根拠があれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

議員御指摘のバスのダイヤの設定につきまして答弁させていただきます。

海っ子バスのダイヤにつきましては、議員のおっしゃられるとおり、鉄道駅の電車の

発着に合わせたダイヤを基準として設定をしております。また、朝の便につきましては、主に通勤・通学に便利のように、1時間の間隔をより短くしたダイヤとしております。

ただ、電車の発着本数が多く、朝の内海駅発の電車につきましては、特急、急行、普通を含め、6時台が4本、7時台が4本となっております。

このことから、以前ダイヤを設定する際に、高校生の通学状況を保護者の方にヒアリングさせていただき、6時台は41分発、7時台は18分発と52分発が多く利用されているという結果を受けまして、駅への乗り継ぎ時間を考慮し、現在のダイヤと設定させていただきました。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

そもそもなんですが、このダイヤはどこかへ委託してつくっているものか、作成はどこでやっているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

ダイヤにつきましては、地域振興課で原案を作成しております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

電車、そのほか船とか、いろいろなものを加味しながらつくっていくということで大変だと思いますが、今、ケーブルテレビで南知多町のチャンネルを合わせましたら、海っ子バスの宣伝が流れておりました。その中で、特急への乗り継ぎに便利のようにということで編成しましたと書いてありまして、そのときに、7時に着くバスで7時の特急に乗るというのは大変難しいと思うんですが、先ほどの答弁でもそうですが、その5分早く出発することの問題点を再度答えていただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

朝のダイヤ編成につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、電車の多く使われる高校生の方、通学状況に多く使われる電車を狙いにしておりますので、少し特急とは接続されない部分がございますが、今後、電車・バスの利用実態を勘案しながら、議員の御指摘につきましては前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（服部光男君）

では、2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

次に、御質問2-2、蟹川橋南のバス停の時刻表が改定前と改正後の2種類張ってあり困惑したが、現在は改定前の時刻表は撤去したのか。また、他の停留所も撤去等の確認作業はしたのかにつきまして答弁させていただきます。

バス停留所の時刻表ケースには、通常、上段に路線図、中段に時刻表を掲示しています。

このたびの10月1日のダイヤ改正に当たりましては、10月1日から時刻が変わりますという注意書きをつけた新しい時刻表を9月初旬から時刻表ケースの中段に入れまして、改正前の時刻表を時刻表ケースの下段に入れて、各バス停留所で利用者への周知を図ってまいりました。

改正前の時刻表につきましては、10月1日から順次撤去を開始しまして、11月11日までに作業を完了しております。

議員御指摘の2種類張ってあって困惑したことにつきましては、旧時刻表の撤去作業が迅速に行われず、皆様に大変御迷惑をおかけしまして申しわけございませんでした。

今後は、利用者の皆様に御迷惑をおかけしないよう計画的に迅速な作業に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

蟹川橋南のバス停は、私の仲間が確認してくれまして、現在はないそうです。ですが、私たちが海っ子バスを使って散策をしたのが10月28日で、改定から約1カ月近くたってからということですので、できればもっと迅速な対応が欲しかったなということがございます。

それでは、3番をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問2-3、河和駅から山田バス停までの区間は、海っ子バスの豊浜線と知多バスの師崎線の路線が重複している。豊浜線か師崎線かわかりづらく、不安に感じられると思われる。路線名を大きくバスの車両に表示するなど、使いやすく、わかりやすい配慮は考えているかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘の使いやすく、わかりやすい配慮につきましては、現在はバス車両の前面上部の行き先表示が、例えばですけれども「師崎港」などの行き先のみの表示となっておりますが、今後は行き先だけでなく、「師崎港（豊浜線）」など、路線名を加えてわかりやすいものへと早急に変更するよう作業を進めているところでございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

バス停の表示板といいますか、限られたスペースで情報発信というのは、大変限界があると思いますが、最近では高齢者でもスマホを使っている、スマホの普及というのは目覚ましいものがあると思います。

そういった中で、いろんな情報の発信源としまして、QRコードを使っての情報発信が多く見受けられております、いろんな業界でも。

例えば、バス停のところにこのQRコード、ちょっと大き目といいますか、バシッと撮っていただければ、ルートから地域の案内、いろんなものも全部がひっくるめて表示できるし、またそれを見ていただくことによって、バスの待ち時間も時間つぶしできると思います。使い方によっては、バス停をぽんと押すだけで、その周りの情報も、観

光情報とか、いろいろなものも出てくると思いますが、このQRコード、もう一つはグーグルマップ等への記載といたしますか、そういったことも含めた、このようなものの導入というのは、今考えているのかどうか、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

議員御質問のQRコードを利用した各種案内の導入はというようなことで答弁させていただきます。

バス停留所の時刻表等の案内につきましては、時刻表を改定したときだけでなく、担当が常にどうしたら見やすいか、わかりやすいかを考え、現状に満足せず改定しているところがございます。

議員御指摘のQRコードを活用した案内につきましては、早速採用させていただき、現在4社の乗りかえ案内サイトにデータを提供しております。また、グーグルマップにつきましても、このグーグルマップに対応したデータ作成を現在準備しているところがございますので、今後、どのような情報を掲載していくかにつきましては検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひ早急に導入していただきたいと思っております。

そういった形がとれる場合ということですが、バスを待つ間に、ちょっとスマホで情報を検索する、そういったときの快適さの提供といたしますか、以前にも植樹祭でいただいたベンチがあると思うんですが、またうちのほうのまちづくりでもベンチを作成しております。そのようなものを、例えば停留所に設置する場合の所有者とか、そういった方への交渉なり安全面でのいろいろな問題を町が間に入ってやってくれるかどうか、その辺について伺いたいと思っております。

○議長（藤井満久君）

服部議員に申し上げます。

質問は通告外にわたらないように留意してください。

(7番議員挙手)

服部議員。

○7番(服部光男君)

また、何かの回答でひとり言を言ってもらえれば結構です。

情報発信ということなんですが、情報収集というようなことで、タウンミーティングとかいろいろあるんですが、やはりこの海っ子バスを地域に根差した、例えば、またこれを言うと怒られるかもしれませんが、免許証を返納しても、バスがあるから安心だというようなものにしていくためにも情報収集、これはタウンミーティングでもありますが、どうも募集の方法にしてもアリの的な工作なのか、余り人が集まらなくてもいいよという感じしておりますが、ぜひ、やはり情報収集をして、どうしたらいいかという意見、私のこういう意見も一つの意見なんですが、これをどう捉えていくか、それが大事だと思いますし、サロンでもそうですし、小・中学校、子どもたちにおじいちゃん、おばあちゃんとバスに乗りたいよ、どうしたら乗りたいかというのも一つの情報収集ですし、例えば役場の職員の方にバスを乗っていただきたいというのもいろいろ言っておりますが、どうしたら乗りやすいかということを考えたときに、やはり私は豊浜の国道へ抜ける道路が完成したら、役場がここのバスのハブ、中心になって、ここで乗り継ぎができるような形にする。そうすれば、乗り継ぎも乗りかえも随分便利になると思いますし、そうした職員の方も、多分ここが中心になって集まってくれば使いやすい、乗りやすい。職員の方が使いやすいバスのあり方というのが、やはり町民にとっても使いやすいところになる一つの方法かなと思います。この辺のバスの将来展望というのを持っているならお聞かせしていただきたいと思いますが。

○議長(藤井満久君)

地域振興課長。

○地域振興課長(滝本恭史君)

バスの運行につきましては、議員おっしゃるとおり、使い勝手のよいというバスを運行するよう努めてまいりますので、そのあたりが主眼的な展望かと思っております。

議員の御質問2-3でありました使いやすくわかりやすい配慮というところでございますが、このあたりもやっぱり使い勝手のよいバスというところにつながっていき、バス停留所につきましても、バス待ち環境もそういったところにつながっていくと思いますので、バス停の整備等々については積極的に町が関与させていただきたいと思っております。

し、今後、バイパス等が通れば、そこに対して有効的なように皆様方から意見をいただいて、どのような運行ルートがいいかということは、また地域の皆様と一緒に協議をして進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひ、そのような形で前向きに努力していただきたいと思います。

住民の足として、また観光の足としてもやっていく、両方やっていくというのは大変難しいところもあるかもしれませんが、やはり私も内海のほうに住んでおりますと、灯台とか、ビーチランドとか、いろいろ両方がお互いうまく取り入れることができれば、向こうへ来た方が内海、南知多町のほうへ寄っていただく、こちらの方が観光で行くということで、広域の問題とかいろいろあると思いますが、またそういったことも私も勉強しながら、また次の機会に一般質問をさせていただきたいと思いますので、きょうはこれにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分とします。

〔 休憩 10時15分 〕

〔 再開 10時25分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

1. 地球温暖化対策の取り組みについて。

我が国は、平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガスの排出量の規制や森林などの整備による温室効果ガスの吸収源の確保など、いわゆる京都議定書が採択されました。そのことを受け、さまざまな地球温暖化対策が展開されてき

ました。

しかしながら、今、地球のどこかで水害、大干ばつ、巨大化した台風、または氷河の融解による海水面の上昇等々の地球環境破壊が生じ、人間社会の命に危機が迫っていると警鐘されているところであります。

特にここ数年、気象観測史上40度を超える猛暑など、温暖化の影響が身近な生活の中でも感じられるのではないのでしょうか。それだけに、国や産業部門の対策に加えて、各家庭、そして一人一人の草の根レベルでの取り組みが必要かと思えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町の地球温暖化対策として、地球温暖化防止月間の12月を中心に、広報や回覧で町民に家庭で取り組む啓発に努めるとしていましたが、平成30年度には広報掲載がなかったが、毎年啓発はしないのか。また、回覧の啓発実績はどうか。

2. 以前、私が3つほど地球温暖化対策について提言させていただきました。1つ目は自治体でやるべき対策、2つ目が温暖化対策の条例について、3つ目がストップ温暖化、一村一品大作戦についてでした。その後、これらについて進捗状況はどうか。

3. 地球温暖化の問題については、令和元年9月にアメリカで開かれた国連気候行動サミットで、スウェーデン人の16歳の環境保護活動家グレタ・トゥーンベリさんが、裏切ったら絶対に許さないと、各国に強い口調でCO₂削減を迫り、大きな話題となりました。本町の小・中学校では、この問題について、環境教育はどのように行われているか。

2. 河川の災害対策について。

令和元年10月12日から13日にかけて、東日本に観測史上最大レベルの台風19号が上陸しました。大規模な浸水被害や土砂崩れを引き起こし、1カ月以上たった今でも残された傷痕は余りにも深く、各地では対応に追われている。

東京、神奈川、長野など13都県で90人以上の死者を出している。また、70を超える河川で堤防が決壊し、住宅被害は8万棟を超えるなど、未曾有の大災害となった。私たちが住む地域でも、次に来る台風や災害に備えて万全な準備や対策が必要と考える。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町では、大雨、洪水、高潮等の発生時に災害を引き起こす可能性の高い危険河川を把握しているか。また、その河川の修繕・改良を実施しているか。

2. 本町では、現在、どのような河川防災対策を実施しているか。

3. 住民は、津波や地震などへの対処は理解していると考えますが、地域の水害に関しては関心が薄いように感じる。そこで、みずから被害を軽減する取り組みを行うよう、わかりやすい水害リスクの提供に努めてはどうか。

4. 河川氾濫前の水位の確認、情報、伝達方法はどのように考えているか。

5. 河川の氾濫時にどう対処するか検討しているか。

6. ため池は、農業用水の水源のほか、洪水の調整機能を持ち合わせた重要な施設です。現在、本町にある77カ所のため池のうち、治水としてどのくらい運用しているか。

以上で壇上での質問を終わります。

当局の明確なる回答を期待しております。

再質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、本町の地球温暖化対策として、地球温暖化防止月間の12月を中心に、広報や回覧で町民に家庭で取り組むよう啓発に努めるとしていたが、平成30年度には広報掲載がなかったが、毎年啓発はしないのか。また、回覧の啓発実績はどうかについて答弁させていただきます。

平成21年度以降、平成30年度までに町広報において地球温暖化防止対策について計42回掲載し、啓発に努めております。特に平成24年、25年度には、環境特集「地球温暖化防止のために」で私たちが家庭でできる取り組みの例を紹介し、住民の皆さんの意識の向上を図りました。

平成30年度につきましては、議員のおっしゃるように、地球温暖化防止月間の12月前後には掲載はありませんが、5月、9月、1月には地球温暖化防止のための緑のカーテン事業を、7月にはライトダウンキャンペーンの記事を掲載し、啓発に努めました。今年度につきましても、5月、6月、9月及び12月に緑のカーテン事業の記事を掲載し、地球温暖化・大気汚染の防止についての記事を12月15日号に掲載いたします。回覧につきましては、平成20年12月に実施して以降行っておりませんでした。今年度は12月に実施しております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今答弁を聞きますと、ずうっと何回でもやられているということで、大変関心があることだなと思いました。

改めて地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスなど二酸化炭素が増加すると、大気や地表面にとどまる熱が多くなって気温が上昇するということとして、今、18世紀後半ごろから産業の発展により世界中で石炭や石油の化石燃料が大量に使われて、そういったものが排出されて温室効果ガスが増加し、地球の平均温度が上昇してきております。

そこで、この地球温暖化防止の鍵を握るのは、ちょっとした節約環境への気配りといった一人一人の意識革命が必要ということです。

政府は、各家庭の取り組みとして、毎日の生活の中でエアコンを少し控えるとか、水や電気を節約するとか、レジ袋を遠慮するといった身近にできることから1人1日1キログラムの二酸化炭素削減の運動を呼びかけております。

本町の広報や回覧でもいろいろなことを啓発しておりますけれども、いま一度、改めてどのようなことを啓発しているのか、お聞かせ願いたい。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

広報において、どのようなことを啓発しているかにつきまして答弁させていただきます。

12月の地球温暖化防止月間の広報につきましては、家庭でできるエコライフの例といたしまして、暖房温度は19度を目安に、 unnecessary家電製品のスイッチは小まめにオフ、アイドリングストップ、エコドライブの実践、買い物にはマイバッグ等の持参等と呼びかけしております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そのほかにもいろいろあるわけでございますけれども、例えば、買い物にはレジ袋を使わずマイバッグを使うとか、環境に配慮した製品についているマークを参考に購入を

するとか、風呂の残り湯は捨てずに洗濯に使い回しをするとか、テレビを見ないときには電気を消すとか、いろいろありますので、今後ともそういったことにも啓発をしていただきたいと思います。

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-2、以前、議員より地球温暖化対策について3つの提言をいただきました。その提言に対するその後の進捗状況について答弁をさせていただきます。

議員より、平成21年3月議会におきまして御提案いただきました1つ目の自治体でやるべき対策としましては、本町では平成25年度より緑のカーテン事業を実施しています。役場本庁舎及び町内保育所等に緑のカーテンを設置し、住民の方にはつる性植物の苗を配付して、緑のカーテン事業に御協力をいただいております。実施することにより日陰をつくり、冷房の使用を抑制するため、家電製品の使用の抑制につながっています。

次に、平成22年度より平成28年度まで、住宅に太陽光発電システムを設置する方に住宅用太陽光発電施設導入促進事業補助金を交付して、再生可能エネルギーの普及に努めました。

また、広報では、照明や電化製品は小まめにスイッチを消すこと、不要なアイドリングや急発進、急加速を避け、エコドライブに努めること、公共交通機関や自転車を利用することなどを啓発しております。

愛知県では、平成30年10月に愛知県地球温暖化対策推進条例を制定して、「あいちCOOL CHOICE」を統一標語に、県民一人一人にエコライフの実践を呼びかける運動を展開しております。この中で、省エネ家電を選択する、公共交通機関を利用する、エコカーを選択するなどを呼びかけておりますので、今後は本町におきましても広報、ホームページで啓発していきたいと考えております。

続きまして、2つ目の地球温暖化対策の条例につきましては、本町では条例を制定しておりません。愛知県に確認しましたところ、平成30年7月10日現在で、地球温暖化対策に特化した条例を制定している市町村はないとの回答でございました。今後は県内市町村の動向を注視してまいります。

最後に、3つ目のストップ温暖化一村一品大作戦につきましては、平成19年度から始

まったプロジェクトでありまして、都道府県地球温暖化防止活動推進センターが中心となって、地域の創意工夫を生かしたすぐれた取り組み（一品）を都道府県ごとにまとめることを通じ、地域の温暖化対策の一層の推進を図ることを目的としておりましたが、残念ながら、平成21年度で終了しております。本町におきましては、その間、特に事業は実施しておりませんが、同じ趣旨の事業として、平成25年度から地球温暖化対策として緑のカーテン事業を実施しております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今の答弁の中に緑のカーテン事業というのがありました。この間、新聞を見ておりましたら、ほかのまちで、各家庭、あるいは学校でそれを実施したところを表彰していたように思います。本町でも一度考えてみていただきたいと思います。

3番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1－3の地球温暖化の問題については、国連気候行動サミットで、スウェーデン人の16歳の環境保護活動家の方が強い口調でCO₂削減を迫り、大きな話題となりました。本町の小・中学校では、この問題について、環境教育はどのように行われているかにつきまして答弁させていただきます。

地球温暖化の要因であると言われるCO₂温室効果ガスの発生削減について、小学6年社会科では、環境問題の解決に向けて持続可能な社会の実現をということで、温暖化問題について、京都議定書で定められた目標に向けた取り組みが世界各国に求められていることを説明しています。また、小学6年理科では、空気や水の循環の中で、CO₂は産業活動などで発生し、日光の当たる植物により吸収されるという項目があります。また、中学技術科では、「生物を育てる技術」の章で、森林を育てる人工造林についての仕事内容の説明があります。また、中学家庭科では、「環境に配慮した消費生活」の章で、人の生活が環境に与える影響について、石油などの化石燃料を大量に消費することはCO₂などの温室効果ガスの排出量をふやし、地球温暖化につながるという内容の

説明があります。このように、小・中学校における各教科での学習内容には環境教育が設定されております。

また、地球温暖化の問題に対して直接的ではないかもしれませんが、授業以外の環境教育といたしまして、例えば資源回収、クリーン作戦、磯の観察会、ウミガメ隊清掃活動などのリサイクル活動や清掃活動を行い、各校や地域の実情に合わせて自然環境のことを考えるような活動を行っております。

こうした活動により環境について学び、地球温暖化問題など、自然の中での人のあり方について考えることを行っています。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

小学校6年生社会、そして理科、また中学校では技術科・家庭科等でいろいろとこういった環境教育をされているということで、大変感心をいたしました。今後ともこういったことに興味を持って続けていただきたいと思います。

さて、この3番の中にグレタ・トゥーンベリさんのことがありましたけれども、きょうの新聞の1面に載っております。スペインのCOP25に出席するために、大西洋をヨットで横断をして、ポルトガル、リスボンに着いたということでありましたけれども、この11月29日でも、名古屋でもグレタさんに触発をされて、90人の高校生らのデモがありました。地球温暖化への対策強化を求める若者主導の世界一斉デモ行進「グローバル気候マーチ」といいますが、未来の地球に生きる権利をと、今動かないと取り返しがつかないとか、大人たちは若者の未来に責任を持ってと主張しました。

さて、このように若者が将来を見据え、環境問題に取り組むことは非常にいいことだと考えます。どのようにこういった活動について町では認識をしていますか。また、デモ行進の中に本町の高校生等も入っていることを確認できておりますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

ただいまの榎戸議員の御質問の中で、子どもたちに対する環境教育が行われる中で、高校生たちのデモとか、そういう活動に移すことがあるということでした。

議員おっしゃられるとおり、学校教育課では、小・中学生の教育を行っておるんですけど、子どもたちへのそういう環境教育が、保護者ですとか社会全体に広がっていくということがあるということで、大変子どもたちへの環境教育というのは重要なことであるなというふうに思っております。

こういった学校での授業の中や課外活動の中での教育にとどまらず、いろんな手段におきまして、環境のことについて子どもたちへの意識啓発というか、そういうことは必要だなと思っております。

ただ、その11月のデモにおきまして、本町の高校生が参加しておるということについては、申しわけありませんが、承知しておりませんでした。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大きい2番の答弁をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-1、2-2、2-5、2-6は私、建設経済部長から、2-3、2-4は総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1、本町では、大雨、洪水、高潮等の発生時に災害を引き起こす可能性の高い危険河川を把握しているか。また、その河川の修繕・改良を実施しているかと、御質問2-2、本町では、現在、どのような河川防災対策を実施しているかにつきましては関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨が懸念されており、町内の全ての河川において災害リスクは高まっております。特に、過去の浸水被害実績を踏まえ、地域防災計画において河川注意箇所が明記されている愛知県管理の内海川、町管理の片名川、大井川など5つの河川のほか、内海川水系の浜田川、楠川などにおいても、台風時に高潮の影響を受けて、たびたび周辺道路、住宅地などが冠水するため、危険河川として認識をしております。

これらの危険河川に対する修繕や改良につきましては、愛知県管理である内海川にお

いては、河川整備計画に基づいて中流部の拡張などの事業進捗を図っており、また、町管理河川においては、これまでに片名川、大井川を中心に河川護岸の老朽化対策や堆積土砂のしゅんせつなどを実施しております。

現在、本町で行っている河川防災対策としましては、今年度、浜田川において護岸のかさ上げ工事を、大井川において護岸の修繕工事を実施中であります。

また、ソフト対策として、内海川水系において台風接近時に、内海川樋門の開閉操作の実施等を協議する内海川樋門操作協議会を開催し、開閉運用を検討するとともに、ため池の洪水調整機能を利用した河川防災対策を実施しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

内海川、浜田川、山海川、大井川、片名川ということで、危険な河川ということでございましたけれども、その中で、本町の河川は、土質は大部分が水成岩で風化しやすく、土砂の流出が激しいということがございます。今後とも、引き続き河川の管理を徹底していただきたい。

現在、今お話しいただいたように、大井川でも修繕をしていただいております。大変感謝をしております。

さて、そのほかにも、以前にも御指摘をいたしましたけれども、片名川ですけれども、この地域は基盤整備がまだまだ未済地区でありまして、排水路が未整備な上、集落の地盤が低いため、しばしば湛水による被害が見られております。もっともっと改良とか修繕をする必要がたくさんあると思いますけれども、今後の予定といたしますか、計画というのは、今考えておりますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの榎戸議員の御質問、片名川について、今後の計画はどうかということですが、先ほど部長のほうの答弁にございました。現在、我々役場として、建設課としては、内海水系の浜田川、あるいは大井川の修繕、こういったものを優先して実施しておるところでございますが、こちらの実施箇所につきましては、特に下流部、住宅

が密集するような下流部で決壊や越水により被害が大きくなると思われる箇所を優先的に実施しているものでございます。その中で片名川につきましても、現在、下流部に危険な老朽化した護岸が確認できておりますので、今後はそちらの下流部の護岸の補強、そういったものを優先して、片名川については、工事としては行っていきたいと。

また、片名川におきまして、上流部、しばしば湛水、冠水が見られるということなんですけど、上流部の水田がなくなってきており、水田の貯水効果というものが失われつつあります。そういった部分で地域と協力しまして、片名川の流域全体で治水対策、そういったものをしていく必要があると考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今後ともよろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の2-3、地域の水害に関して、みずから被害を軽減する取り組みを行うよう、わかりやすい水害リスクの提供に努めてはどうかについて答弁をさせていただきます。

過去に大きな被害をもたらした水害の被害区域を示した高潮・大雨浸水被害ハザードマップを各地区に配付をいたしております。また、町ホームページにおいても掲載をしております。

町ホームページにおきましては、このほかにも町内の各地点、ポイントにおきまして、災害リスク情報を一覧できる災害避難マップも掲載されております。

また、世帯ごとに災害の危険情報や避難勧告等に応じた避難の仕方について記載をしました災害・避難カードを全世帯に配付をしております。

あわせて、御家庭の防災対策を自己診断し、家族で防災対策について考えていただくため、防災カルテも各世帯のほうに配付をしております。

こうした資料につきましても、町民の皆様にも周知を図るとともに、これらを用いて防災

講話や講習などを開催し、自分の身は自分で守るという防災意識のさらなる啓発に努めてまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

町では、平成27年9月に、この高潮・大雨浸水被害ハザードマップというものをつくって配りました。各地区ごとに作成をされておりまして、これを見ると自分の住んでいる場所が過去に浸水したことが一目でわかる、また、そこで大雨に対する警戒をするわけですけれども、このハザードマップ、全ての人が大事に持っているわけでもありません。できましたら、毎年配付して、そういった抑止効果を大きくしたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、それはどう思いますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問、浸水のハザードマップを各家庭に毎年配付してはどうかといった御質問だと思いますけれども、建設課におきましては、浸水ハザードマップ作成をいたしました。過去の実績に基づいたものでございまして、現在、愛知県におきましては、過去の実績に基づいたものと、加えて1,000年に1度降ったような雨といったもののハザードマップの作成を推進しております。

こういったものを町でつくるかどうかということになりますと、まだ検討段階ではありますが、そういったものの作成とあわせまして、再度変更があった場合等に配付するというのを考えております。特に来年度、防災安全課のほうで津波の浸水ハザードマップをつくり直す、改定するという案件がございます。そちらの配付にあわせた大雨の災害ハザードマップの配付を検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしく申し上げます。

それで今、このハザードマップを見ていますと、これは片名地区なんですけど、避難場所が師崎中学校となっております。片名の郷中地区というのは大変地盤が低くて、すぐに大雨が降って水があふれ出て浸水しそうな場所なんですけれども、こういったところで非常に今お年寄りが多いということで、この師崎中学校まで行けるのかなと大変心配なんですけれども、そこで、今、片名の旧保育園が何も使われずに置いてあると思うんですけれども、ここに50人から100人ぐらい避難できるような避難タワーをつくってはどうか。

○議長（藤井満久君）

榎戸議員に申し上げます。

質問は通告外にわたっていますので、答弁はいいですね。

（11番議員挙手）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

避難タワーが無理なら、土を盛って、高台の公園ですかね、静岡のほうにあるんですけれども、東北にもありますけれども、高台にして避難ができると。予算も安くできると思いますので、一度考えておいてください。

それから、さきの台風19号や豪雨の前に、テレビで狩野川台風匹敵するとか、命を守る行動とか、記録的な暴風や大雨となるおそれがあるとか、少しでも命が助かる行動をとってほしいというアナウンスがされておりました。しかし、にもかかわらず、甚大な被害が起きてしまいました。住民は大きな台風が来ると思っても、現実にはどのくらいか、どのくらいの雨が降るかはわかりません。それで避難がおくれたのかもしれない。そういったことを考えますと、この地域では大きな被害があった、先ほども言われておりましたけれども、伊勢湾台風があります。昔は、町を走っておりますと、伊勢湾台風で水が来たところに、道路沿いの家とかに、よく目印があったんですけれども、今はないような気がします。そういったマークをつけて、この辺まで水が来るんだよというような、そういったマークを一つつけていただけませんか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

今の御質問の中で、過去の大きな災害のときの出水の水位を示してはどうかと、こういったようなことをございます。

榎戸議員御指摘のように、過去におきましては、建物の壁などにそういったような表示がされたものがありました。建物の解体等に伴って、そういったようなものがなくなってきたといったようなことをございます。

現在、町のほうで、そういったようなものを予定しているということをございせんが、また地域の自主防災会、あるいは地域の方の御意見、こういったようなものを参考にしながら、また地域のほうでもそういったようなことに御協力をいただける方もあるかと思しますので、そういったようなところと相談をしながら検討をしていきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

お願ひします。

4番、お願ひします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の2-4、河川氾濫前の水位の確認、情報、伝達方法はどのように考えているかについて答弁させていただきます。

県管理河川であります内海川と山海川につきましては、愛知県が水位計を設置しており、ウェブ上で各河川の水位を確認することができます。その他の町管理河川におきましては、消防団員や町の職員が現地で水位を確認しております。

このような監視活動によりまして、越水の危険性が高まった場合、河川の流域住民に対しまして、防災行政無線や個別受信機、防災ラジオ、町のホームページや住民向けメールサービス、町の広報車による巡回などによって、災害や避難に関する情報を的確、迅速に伝達し、早目の避難を促してまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今、ウェブ上ではかると言いましたけれども、それは水位計とか何かがあるんですか。もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

今、ウェブ上で見えるということですね。ウェブ上で愛知県の川の水位情報というところを検索していただくと、南知多町の内海川、山海川の水位が見えるということでございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

それは町で見るんじゃないなくて、県のほうで確かめられるんですか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

先ほどの水位計がどのような形に見えるかということだと思うんですけれども、インターネットで、どなたでも見えるようなサイトがございます。川の水位情報という検索用語を入れていただくと、そちらのほうのウェブページを見ることが可能になっております。どなたでも見えるという状況でございます。

○議長（藤井満久君）

質問は、県か町かということですよ。

○建設課長（山本 剛君）

運用は協議会のほうで、全国で危機管理型水位計運用協議会というものが、実はございます。こちらの協議会は、水位計の運用について開発したという協議会でございます。こちらのほうに愛知県が参加しているということございまして、その愛知県の参加している分で設置していただいたというものでございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ということは、今は内海川と山海川しかないんだけど、申し込めば、大井川でも片名川でもすぐにつけられるんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

町の河川につけられるかどうかという御質問だと思いますけれども、この協議会のほうに参加をするという形で、町のほうも、設置費用が1基当たり150万円かかるとか、あと年間の維持料、1万円ほどの通信料がかかるとか、そういったことがございます。また、設置に関しての補助金は今のところ、町の小さな河川には及んでおりません。愛知県の2級河川では、国のほうから補助が出て設置できたというふうに聞いておりますが、財源のほう等もかかってくるものですから、優先的に設置するなどの場所の検討だとか、そういったことはあるかと思えます。将来的な観点として検討に入るということは可能かと思えますが、現在のところ、計画はございません。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大変高額で設置できないということで、また補助金は県がつくるということで、町からは実費ということなんですけれども、本当に大きな災害が来て、ひょっとして命を落とすようなことがあれば、そのぐらいのお金は十分出して、必要ではないかなと思うんですけれども、一度検討をしていただきたいと思えます。

また、その水位計ではなくて、雨量計ですよね。雨がどれだけ降ったかというのをわかる、そういうのもある程度の目安となると思うんですけれども、これは南知多町の中にたくさんありますか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

雨量計につきましては、南知多町内で豊丘の深田池のところにあります。また、役場にもございます。あと愛知県の水産試験場にもございます。豊浜中学校、それから篠島の浦磯公園のほうに町内では雨量計が設置されております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

もうちょっと師崎地区とか内海のほうとかもつけられたらつけたほうがいいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問2-5、河川の氾濫時にどう対処するか検討しているかにつきまして答弁させていただきます。

万が一河川が氾濫した場合は、現状の状況把握に努め、2次被害を防止するため、警察、消防団等と連携して交通の制限及び規制を行うとともに、災害協定に基づき地元土木業者への復旧要請を行い、可能な限り早急に応急復旧工事を実施いたします。

被害が広範囲に及び、町だけでは対応が困難な場合は、国や県に対して人員及び資機材の確保について応援要請を行ってまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

出動要請ということで、例えば氾濫した場合ですけれども、誰がその氾濫を食いとめるのかということなんですけれども、地元の業者と災害の際には協力をしていただけるような、そういった連携といいますか、協定といいますか、そういうものを結んでいるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

議員の御質問、協定等結んでいるのかということでございますが、今、部長のほうから答弁がございましたが、南知多町といたしまして、町内土木業者8社と、地域のブロックを4つに分けたものとしまして、緊急に対応できる業者を優先的に確保するということで、8社と契約しております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

十分よろしく申し上げます。

さて、一帯が浸水して池状態になったときに、住民を救助するときに、例えばゴムボートのようなものがあると大変便利だと思うんですけども、こういったものを町では確保してありますか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

道路が冠水したとか、浸水区域に取り残された孤立した世帯などの救助にボートが必要だが、そういったものを町が整備をされておるかという御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

救命救助活動につきましては、知多南部消防署と緊密に連携をいたしまして、迅速に救助活動に当たることとしております。消防署におきましては、浸水区域の孤立者救助に使えるボートを2艘保有しております。広範囲にわたる浸水発生の場合には、そういったものを応援要請いたしまして救助に当たるということを考えております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

場合によってはヘリコプターも必要となると思いますけれども、そういったことはちゃんと連絡できておりますか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

場合によってはヘリコプターとか、そういったものが必要になるのではないかと御質問でございます。お答えさせていただきます。

必要によりまして、愛知県、あるいは自衛隊、そういったところに防災ヘリコプター、こういったものを応援要請いたしまして、迅速な救助の要請をすることを考えております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

さきの災害のときに、住民と市の職員の間で、SNSで情報交換をしながら難を逃れたという住民もあったようであります。こういったSNSを使つての救助活動というのか、そういったことを町のほうでは考えておりますか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

大規模災害発生時における救助の方法、情報伝達のツールとしてSNS、こういったものを使える準備はできているかということにつきましてお答えさせていただきます。

現在、SNSを使つての大規模災害が発生した場合における救出活動としての運用等は行っておりませんが、今後そういった場面でもツイッターですとか住民向けメール、そういったもので逐一、情報を発信して、迅速な救助ができるような、運用を検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○11番（榎戸陵友君）

次へ行ってください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問2-6、現在、本町にある77カ所のため池のうち、治水としてどのくらい運用

しているかにつきまして答弁させていただきます。

ため池には、農業用水を貯水するだけでなく、豪雨時には雨水を一時的にためる洪水調節や土砂流出の防止などの役割があります。

現在、町が管理する77カ所のうち33カ所のため池については、町で作成したため池の低水位管理に関するガイドラインに基づきまして、毎年、台風シーズンにはため池の規模や能力、管理手法が異なる各区の実情に合わせた運用の中で、降雨前の事前放流による低水位管理を実践していただいているところです。

特に近年、浸水被害が頻繁に発生している内海地区については、台風接近時において、徹底した水位管理を依頼しているところです。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ため池というのは77カ所あるそうですけれども、今言われたように、農業用水の確保ということで昔は存在していたわけでございますけれども、現在では愛知用水が普及をいたしまして、余り使われていない池もあると聞いております。ため池の下流の水田が宅地化されて必要がなくなったということでございますけれども、洪水や川の氾濫を抑える治水として残しているものもあると思いますけれども、そんな中で、今33カ所と言いましたけれども、そのほかのものはどのように管理をされているのでしょうか。農業関係者といろいろな管理の方法とか、遊水池として使用するのかとか、今後どのようにため池を管理していくのか、そういったことを町とともに検討していただいたことはあるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

議員の御質問、今、治水として利用されていないため池が今どのような管理状態になっているかということだと思っておりますけれども、今回調査をいたしましたところ、農業用のため池として使っているため池であっても治水管理ができていないため池もあつたりとか、あとは、全く農業用のため池としては使っていない、あわせて治水管理もできていないというため池と分類されました。

ため池の管理につきましては、そのほかにも草刈りをしたりだとかということもございます。そういった管理の中で、全くされていないため池も見受けられる結果となりました。特に農業者がいなくなっている地域を言いますと大井地区、片名地区、師崎地区につきましては、全てのため池で治水利用がなされていなかったという事実が判明しました。

これを受けまして、我々といたしましても、今後、治水利用について、地元の区長様を中心に、地域の方と利用について検討していきたいと思っております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今、答弁がありましたように、いろいろと考えていただいておりますが、私の地元の大井にも西園池と山田池があります。また、片名に行きますと長谷池というのがあります。これも下流のほうに水田があったんですけど、今はなくなって、余り使っておりません。特に片名の長谷池では、今はもう、現況はすごい土砂とか、そういうのが埋まっちゃって、草がぼうぼうでどうしようもない。雨が降ればすぐに氾濫するような、そんな状態になっております。長谷地区という地域もあります。冠水する危険が十分にありますので、ぜひ、ここの池を堆積物を取ったり改良していただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。

さて、近年、地球温暖化によりまして自然災害の発生率が高まり、その規模も年々厳しくなっております。特に、過去に例のない局地的豪雨が各地に甚大な被害をもたらしております。

しかし、南知多町の町民は、環境のよさからか、自然災害に関する危機意識というのが少し弱いような気がいたします。

今後、町当局は、住民に防災の取り組みをもっと身近なものとしていただくように、また、自助・共助の大切さを取り組みの核と据え、過去の経験を生かし、各地区に合った防災や訓練をしていく必要があると考えます。

住民の皆様が安心・安全に、そして平和に暮らせるまちづくりが私たち議員と町当局の喫緊の課題だと考えます。

さて最後に、くしくも、ことしの流行語大賞は「ONE TEAM」です。きょうの

新聞に載っていましたが、ワンチームで立ち向かうべき地球規模の課題の第一は気候変動問題であろうかと、このように新聞に書いてありました。皆様方、よく考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

〔 休憩 11時24分 〕

〔 再開 11時30分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

1. 障害者手帳の所持有無にかかわらず、介護認定者を町長が税法上の障害者と認めれば障害者控除を受けることができると、こういう規定がございます。実際、県内では、多くの市町村が要介護者を障害者等に準ずるとし、障害者控除の対象としております。

2018年、愛知県の自治体キャラバンの資料によれば、県内で要支援2または要介護1以上の認定書の発行を条件としているは40市町村、74%に広がっております。また、自動的に要介護認定者に認定書を送付したのは25市町村、46%でございます。申請書を送付したのは10市町村で19%、計35市町村、65%が個別の何らかの通知をしております。

制度の周知や申請漏れを防ぐためにも、申請主義ではなく、自治体を持つ要介護者のデータをもとに、町長の判断により介護認定者を自動的に障害者控除の対象とし、認定書を個別送付すべきと考えます。

以上のことは、平成30年12月でも質問をしましたが、また答弁を受けました。以前と状況は余り変わっていないと思われますので、再度、障害者の確定申告を円滑に進めるために再度質問をいたします。

(1)武豊町や阿久比町のように、申請主義ではなく、南知多町も介護保険の全ての要介護認定者に認定書を個別に送付する仕組みにしないのはなぜなのか。

(2)認定書を送付しないのはなぜなのか。

(3) 今後も自動的に個別送付をしないと考えるのか。

2. 南知多町の学校教育の条件整備のために質問します。

南知多町の学校から、毎年、校長会を通じ教育条件整備・教職員の働く条件整備等、さまざまな要望が出されております。その中から、実現のために来年度予算の確保を含めて、以下の質問をいたします。

(1) 平成31年度要望・令和2年度要望でも、学校の電話回線の改善が続けて出されております。円滑な保護者や他校との連絡・相談のために、ファクス回線を独立させ、通話回線を2回線以上にしてほしいとのことです。当たり前の要望です。既に2回線ある内海小、師崎小、師崎中以外の8校の改善を直ちに進めるべきと考えるがどうか。

(2) 篠島、日間賀島両島の学校にとって、学校来校者の送迎や教職員の移動、物資の運搬には軽自動車が必要とされています。現在、篠島は小・中学校各2台、日間賀島には小・中学校で共有の1台の公用車がリースとなっております。

しかし、篠島の各校では2台では足りず、各職員が各校でもう3台ずつリース費用を出して、職員が自費で軽自動車を確認しており、職員に大きな費用負担を強いております。

日間賀島でも、小・中学校で1台のみを共有する状態では十分に対応できず、各校にそれぞれ配置するために、小・中学校の教員で自費で軽自動車を各1台購入し、使用しております。

全職員の移動や女性教職員の安全な移動を考えると、職員の負担を減らすために、篠島の小・中学校には、まず各1台ずつ、日間賀には、それぞれ各学校に配置するために、あと1台の軽自動車の公用車配置が必要と考えるがどうか。

3. 2017年12月22日、中教審は、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）を提言し、2018年2月9日に、中間のまとめに基づいて、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底についてを通知しました。そして、その後、多くの提言・通知・依頼が発出されております。

こうした背景から、部活動をはじめ過重な負担を強いられている教員の勤務を改善し、教員が本務である授業や生徒指導へ邁進できる環境への具現化が求められていることがわかります。

その中では、小学校部活動は学校指導要領に位置づけはなく、教育課程上実施する根拠もありません。中学校部活動も、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務とされております。今後、小学校・中学校の部活動の基本的なあり方を考える上で以下の質問をします。

(1)小学校部活動は、半田市、武豊町、知多市などのように社会教育充実を基本として、縮小・廃止に向けて準備すべきと考えるがどうか。

(2)中学校部活動は教育課程上にはなく、今後、中学校部活動の考え方もできるだけ社会教育に移行させる考えのもと、文科省の通知のように、必ずしも教師が担う必要のない業務であることを基本にした学校運営と社会教育の充実に向けた施策を進めるべきと考えるがどうか。

(3)教師の働き方が見直されている中、今後の学校規模適正化を考える上で、基本的に学校部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを保護者にも説明し、学校部活動を徐々に社会教育に移行させていくことの理解を求めていくことが必要と考えるがどうか。

再質問については自席で行わせていただきます。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、武豊町や阿久比町のように申請主義ではなく、南知多町も介護保険の全ての要介護認定者に認定書を個別に送付する仕組みにしないのはなぜか、及び御質問1-2、認定申請書を送付しないのはなぜか、及び御質問1-3、今後も自動的に個別送付をしないと考えるかにつきまして、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

平成30年度から、前年度に障害者控除対象者認定書を発行した方について、要介護認定の資料による障害高齢者の日常生活自立度、寝たきり度、または認知症高齢者の日常生活自立度を確認の上、本町の基準に基づき障害者控除対象者認定書を発行・送付する取り扱いを始めましたが、今年度、発行・送付した対象人数は70人であります。

次に、要介護認定者等の全員に認定書等を発行・送付する場合を想定しますと、今年度11月20日現在において979人の対象者がありますが、必ずしもその全ての方の申告に必要がないことから、特に今年度も申告に必要と思われる前年度認定書を発行した方に

対して障害者控除対象者認定書を11月25日に送付させていただいたものであり、今後も要介護認定者等の全員に認定申請書を送付することは考えておりません。

その他の方については、平成30年12月から要介護・要支援認定等結果通知書に、身体障害者手帳などの交付がなくても障害者控除が受けられる場合がある旨を記載し、要介護認定等を受けられた方全員に対して周知を図っております。

また、町広報では、これまでの2月1日号の税の申告ページの掲載に加え、町ホームページにおいても11月25日より周知を開始したところでございます。

本町では、要介護認定者等の全員に認定書等を発行・送付する方法をとっておりませんが、障害者控除の制度を周知することにより、必要な方が適切に障害者控除を受けられるよう努めてまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

現在、ことしが979人の対象者があると。そして70人が障害者控除の対象であったということをお聞かせいただきました。

この制度は、やはり町長がそれを判断すればよしと、そういうふうな制度です。もちろん障害者については障害者控除ができるわけですが、介護認定者の多くの自治体の基準は要介護1。要介護1というと、少し補助をして歩かなきゃならないと、そんなような状態の認定です。

しかし、多くの自治体が、その控除の対象とするために、やはりそれぞれの介護認定者に優しいやり方を工夫しておるわけです。実際に、武豊町はどれぐらいの認定者がおるか承知しておりますか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

ただいまの再質問の関係でございますが、自治体キャラバンのまとめの関係で申し上げますと、2018年の数値でございますが、武豊町は、要介護者に認定書を送付しているということで、その数字が1,324人というふうになっております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

こちら辺では、武豊町や阿久比町がさらに進んでおります。今、自治体キャラバンの数字を見ても、要支援の数が、武豊町では全体で472人、そして介護認定者が910人です。合わせて1,412人の、いわゆる介護関係の方が見えるんですが、そのうちの1,324人に発効しているんです。その基準は要介護1以上です。その数が明確に南知多町と違います。

ちなみに私、南知多町のやつをちょっと調べてみました。2010年は、わずか42人です。それから2011年は30人でした。これは自治体キャラバンの資料です。そして2015年が43人、2016年が100人、そして、一番最近の直近の2016年、2017年ですか、その発行数が60で、2018年が、昨年度ですね、89人と、そういうふうな形になっているようです。なので、ほとんど認定者の数が変わらないんですね。

同じような阿久比町の例を見ても同じです。ここも要介護2以上を認定基準としております。なので、いわゆる実際の手数が、阿久比町においては、全体では985人いるわけですが、阿久比町においては認定者が745人いると、約8割近く認定しているわけです。

これは、いろんなほかの飛島村や、それからさまざまなところでも認定をする、そういう動きが、先ほど私が言いましたようなパーセンテージがふえているわけですよ。だから、全くわからないというふうな形で過ごしている方が見えます。実際、私は、保健介護課に行きまして、介護認定カードをもらってきました。これです。これを送るだけです、1枚。この1枚をそれぞれの対象者に送って、もし、今はもう既に税金を払っていない方が見えたなら控除する必要がないわけですからやらないですよ。だけど、やはり今、自分のところでは障害者控除をしてほしいという方が見えたならば、これを送っておけば、自分のところでは障害者控除ができるのかと、そう思われるんじゃないですか。だから、これを送ることによって、その利便性を図ることができると思いますが、どうですか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

今の御質問で、申請書を1枚送っておけば済むということなんですけれども、仮に、

部長の答弁にもございましたけれども、要介護認定者が979人、全員に障害者控除対象者の申請書または認定書を送付した場合に、郵送料にかかる経費のほうを試算してみたんですけれども、こちらのほうが8万円と試算させていただいております。住民サービスと費用対効果というバランスもございます。

また、申告に必要なの方に認定書が届いた場合の混乱を避けるなどの理由から、要介護認定者全員に認定書を送付していないというのが理由の一つとなっております。

ただ、毎年、年2回、9月と3月に介護保険などを利用された方全員に対しまして、利用された介護サービスの種類や回数、費用を確認していくための介護給付通知書を送付しております。また、要介護認定等の申請をされた方に対しまして、月4回開催する介護認定審査会で判定された認定結果を通知しております。こうした通知書の送付の際に障害者控除対象者の申請書または認定書のほうを同封するなどいたしまして、なるべく費用をかけずに送付する方法についても検討していきたいと思っております。以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

この問題については、町長が決断すればいいわけですよ。要介護認定1以上は障害者控除の認定をすると。そして、全てを発行すればいいと。ただ、お金は確かにかかります。だけど、やはりそれは高齢者がふえる南知多町において必要なコストというふうに考えていくべきじゃないでしょうか。

そして、あわせて、やはり周知することが絶対必要です。私がこの前、保健介護課に行きましてもらいに行ったのも知らなかったんですよ。こういうことを申請することを知らないですよと、内田さん。じゃあ、私がもらっていきますから、一度やってくださいと。もちろん、自分の所得状況にもよりますけどね。そういう方が、恐らくあちこちに見えます、南知多町の中に。少なくとも、この申請書は送ってください。よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

内田議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

〔 休憩 11時50分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

午前中の内田議員の一般質問の大きい2番の答弁から始めたいと思います。よろしくお願ひします。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、内田議員の御質問2-1の南知多町学校校長会要望にある学校の電話回線の改善について、円滑な保護者や他校との連絡・相談のために、ファクス回線を独立させ、通話回線を2回線以上にしてほしいとのことで、既に2回線ある内海小、師崎小、師崎中以外の8校の回線の改善を直ちに進めるべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

各学校の電話回線につきましては、平成28年度以降、平成30年度までにファクス回線との共有を含めまして2回線を確保する改修を進めてきました。

このことにより、現在はファクスを使用していなければ外線電話を2回線分利用することができます。学校と県や町教育委員会との間での文書のやりとりは、現在ほとんどが電子メールで行われており、ファクスの利用頻度は少なくなっていますので、電話について、常時2回線使える状況であると考えています。

したがいまして、全ての学校における電話回線の増設につきましては、現在は考えておりません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私も教員をやっていたので、子どもたちの親から相談を受けるというか、そういう場合というのは、やっぱり普通の電話でかかってくるわけですね。なので、今ここにありますように師崎小学校や、内海小学校、師崎中学校ですね、そこについては公用回線が2つあるので十分にやれるわけですが、しかし、相手の側からファクスがかかって

きたときにファクスをとってしまうと、そうするとそれは全くつながらなくなってしまって、向こうのファクスを再度送らなきゃいけないと、こういう作業も発生しているわけです。

それで、やはり教員の側からすれば、自由に公用の電話回線が2回線あれば、非常に親との連絡や、それからさまざまな業務との、特に管理職の方が使われる可能性が非常に高いんですね、いつも。だから、いろんな形で電話連絡をしてみえて、やっぱり1回線は使っちゃっておる。そうするとファクスと兼用になっていると、そういうような状況がやっぱりあるので、内海小学校や、それから師崎中学校、師崎小学校、一応その3校についてはあるわけですから、そのような利便性をやっぱりもっと上げていただくことは、教職員の働き方においても、非常に子どもの親からの電話にとっても大変便利なことになると思うんです。そこら辺は検討はいかがですか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

電話回線を増設するというものの考え方としましては、やはり利用頻度ということもあると思います。

現在、学校が電話やファクスをかける側としての頻度の関係ですけれども、これは師崎中学校を例えば例にとりますと、単独線の2回線あるわけですけれども、これはことしの4月からの税別の通話料金でも、4月は7円とか、5月は15円、それから6月は280円、それから7月は49円、8月はゼロ円、9月は18円、10月はゼロ円ということでした。

これによりますと、電話回線の2回線目を使用して電話をかけるような状況というのは、1回線目の通話料が、今、学校で1個当たり大体月に4,000円から1万円ということにかかっている状況でありますけど、それに比べますと、6月以外はほとんどないというような状況でございます。

また、内海小学校、それから師崎小学校の関係もデジタル回線化で2回線というパターンにはしてありますけれども、豊浜小学校と比較して大きな差は出ていないです。かけるほうの側ではそうです。

ただ、学校へ今度はおかってくる、受ける側の関係ですけれども、これについては、例えば町教委も学校のほうへかけることはありますけれども、確かにそういうときに通

話中でつながらないということというのを思うと、余りほとんどそういうことはありませんし、ベストな状況ではないですけども、学校の関係で回線数については足りていると、町教委のほうでは考えております。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ことしの決算書を見てみますと、決算書の205ページで、電話料の13万7,279円の増になっているんですね。いわゆる小学校6校の一般電話とファクス回線の電話の使用料は約10万8,000円ふえたためであると。全ての小学校でふえており、その要因として児童の保護者との電話相談の時間がふえたことが考えられると。これが南知多町の教育委員会の決算書の報告です。

だから、やはり見えないところで、なかなかつかみ切れないかもしれませんが、個々のやっぱり1学期、2学期、3学期の成績をつけた後ぐらいは、やはり特に中学校なんかだと、この成績はどうなっているんだというような形での保護者からの電話というのは絶対来るんです。

なので、そういう点では、やはりきちっとした対応ができるような、保護者に待ってもらえないような対応ができるような施策が必要かと思います。

実際に校長会は試算しております。アナログ回線を1回線やれば2万8,200円です、これ。2万8,200円でこれをつけられるんですよ。8校にこれを掛けますと22万5,600円、年間22万5,600円でもう一回線ずつつくられて、全ての学校で2回線、ファクス1回線と、こういうふうな施策ができるんですよ。これだけのお金は投資できませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

電話回線を1回線ずつ増築することによる投資ができないかという御質問であります。今回、校長会のほうからの要望というのは数多く要望をされているわけでありまして。その中で町教委といたしましては、優先順位をつけながら予算の要望というのをしております。

先ほど議員がおっしゃられたように、アナログ回線、年間では2万8,200円、だから

8校つきますと年間22万5,000円となります。これがずっと将来にわたって年間増加する分となってきます。先ほども申しましたように、この金額がどうかということではございますが、そのほか校長会から要望がある事業につきまして、例えば老朽化しております施設の改修ですとか、洋式トイレ化、それからパソコンの更新にあわせてADSL回線から光回線にインターネット環境の改善というものも行っていますし、令和2年度につきましては、新学習要領の全面改訂がありまして小学校の教科書が変わります。それに伴いまして、デジタル教科書というの必要なものとして教育委員会では要望させていただきます。

そうした中で優先順位ということを考えましたところ、電話回線につきましては現在のままで、多少ストレスは感じる部分があるかもしれませんが、常時つながらない状態ではないということで増設については考えていないということであります。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

なかなか残念でございますけれど、やはり教職員の働き方改革、それから子どもたちへのやっぱり親切的な、また保護者への親切的な対応、それを目指してぜひとも今後改善していただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-2の各島の全職員の移動や女性職員の安全な移動を考えると、職員の負担を減らすために、篠島の小・中学校には各1台ずつの、日間賀島にはそれぞれの学校に配置するために、あと1台の軽自動車の公用車配置の増加が必要と考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

現在、篠島には軽自動車をリースした公用車が小・中学校で各2台、計4台あります。日間賀島には小・中学校で1台、そのほか日間賀島には公用の原付バイクが小・中学校に各1台あります。また、役場のサービスセンターには、町の公用車が各1台配備しており、サービスセンターでの使用がない場合、借用して使用していただくよう依頼をし

ております。

このような状況の中で、来客のお迎えですとか学校と港間での荷物の運搬などの公務に利用するための公用車は足りていると考えておりますので、軽自動車の公用車配置の増加は考えておりません。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

実情をやはりもうちょっとつかんでいただきたいと。現場の先生たちのいわゆる勤務の苦勞をもっと捕まえて条件整備をしていただきたいと、本当に率直に感じました。

私、先日、篠島で適正化の話し合いがあったときに、篠島中学校にわざわざ渡船場から歩いて、篠島中学校まで行きました。30分かかります。そして篠島中学校の校長先生、※
———とお話をさせていただいて、実情をる聞かせていただきました。

既に2台の公用車が配置されておりますけれど、しかし、わざわざプラス3台入れなきゃいけないのは、やはりさまざまな来客に対しての対応だとか、それから個々の出張だとか、それから朝の例えば水曜日と土・日については、基本的には※
———は、できるだけ本島のほうに帰って、自分の家に帰って、そしてずうっと島にいないよという、そういう配慮をしてみえます。そうすると、島から出るときには乗用車を結局、渡船場のところに置いておいて、そして朝学校へ来たときには渡船場から乗るようにしないと来られないんですね。なぜならば、朝部活があるからですよ。朝部活は7時20分になっていますので、7時に向こうの師崎から出るとすると、そうするとそこに着いたら、歩いていったら間に合わないですよ。だから、そういう状況の職員たちがいっぱいいるので、だからそれに対応しては、1台の軽自動車は4人しか乗れません。なので、やはり自分たちで苦肉の策でどれだけお金を出しているかという、篠島小学校、篠島中学校はちょっと違いますけど、篠島小学校では、赴任時に新任は年間5万4,000円出すんですよ。3万円プラス2,000円で12カ月分払っています。そして2年目、3年目の先生、大体3年で終わっていきますから、2年目、3年目の先生は年間2万4,000円、2,000円を12カ月納めるんです。篠島中学校では、赴任時に3万4,500円、4,500円足す2,500円を12カ月、これは赴任時のルールになっちゃっているんですね。そして、2年目、3年目は3万円毎年出すんですよ。日間賀島小学校、日間賀島中学校について
※ 取り消し発言あり

は、今、確かに共用で1台使えているんですけど、しかし共用では非常に不便が悪いと言ってみえました。これも日間賀島に勤めた先生、そして日間賀島に勤めたいろんな校長先生にもお聞きしましたが、やはりどうしても遠慮しちゃうから、だから使いにくい。それで自分たちでお金を、これ1万円ずつ出しているんですよ、買っちゃっているんですよ、これ。お金をそれぞれ出しながら、毎年毎年、例えば、要するに車のいろんな更新だとか、それからさまざまなタイヤの更新だとか、いろんな2年、3年当たりの車の更新に係るお金を使ってきているわけですね。だから、そういう点で非常に、いわゆる自己負担で結局、島の教育が成り立っていると、これ。これはとんでもないことだと思います、私。これは初めて、私も余り詳しくは知らなかったんですけど、こんなに負担しているのかと。これは、町の皆さんもしっかり知っていただいて、教職員はこのほかに教職員住宅のお金も払っています。そして、ましてや自分が家へ帰るときに、師崎駐車場だとか師崎駐車場以外のところにも車をとめてあって、そしてそのお金を払っているわけですよ。なので、やはりまずは学校教育にかかわる、このやっぱりどうしても必要な公用車について、もう一台ずつふやしてくださいと言っているんですよ、校長会。これは何ら不当な要求ではないと思うんですよ。もう既に3台買っているんですよ。3台リースしている、篠島のほうでは。だから5台でやっているんですよ。そうしないと回っていかないというんですね。

ましてや、篠島の小学校の女の先生は、サービスセンターのところに宿舎があります。そうすると、そこから歩いていくと20分から30分かかっちゃうんですよ、夜遅く。それではいけないので、やはり乗り込んで、その篠島の女の先生用に1台は確保しなきゃいけない。だけど、ほかの先生たちも島から出張やそして自分の家に帰るときも、その渡船場に置いておかないと、朝来たときに来られないわけですよ。だから、もちろん上手に話し合っ、複数が乗り合って来るようなそういう施策はしているけれど、しかし、やはりそこら辺の都合をしても5台は必要なんだというのは現場の実態なんです。なので、やはり最低でもあと日間賀小、日間賀中、自由に使える1台ずつを1台、日間賀で。そして篠島小、篠島中で1台ずつ、今、2台ずつありますから、だから3台にしていきたいということ、公用車を。これは全く正当な要求だと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

議員の質問にお答えいたします。

町内の学校には、現在、原則として公用車の配備はしておりません。教職員が公務で車を使用しなければならない場合については、自家用車を公務で使用している状況であります。

ただ、現在、両島につきましては、その島の特殊性もありまして、来客があった場合に来客の方が車で来られないですとか、荷物を港までしか運べないとか、そういう特殊な事情があるために、それぞれ台数は違いますが、学校のほうに公用車を町の公費で購入、リースをいたしまして配備をしている状況であります。

そちらの公用車につきましては、学校の荷物の運搬や来客の送迎などの公務での使用を想定しております。学校のほうの要望では、現在の台数では不足するということですが、町のほうとしては、先ほど申しましたように、台数的にはそういう公務に使用するものについては不足していないというふうに捉えております。もし、どうしても不足しているということであれば、そういう実態について報告をしていただく、記録をしていただいたものを出していただくというところで、必要性について提示するというふうには、学校のほうには依頼をしてあります。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

だから、既に毎年毎年、校長会との話し合いの中ではこの問題は出ているじゃないですか。そして、具体的に大体幾らぐらいの試算でできるのかと。例えば、篠島小学校でいえば、あと3台買ったなら77万円ですよ。日間賀小学校でいえば、あと1台買っていただいて25万9,000円ですよ。具体的な試算を出してやっているわけですね。もちろん、今先ほど言われたように、半島の側に勤めてみえる先生方については、自分の車を公用車扱いしています。だから、通勤のときにはそれを使ってやるわけですけど、しかし、島はやっぱり特殊です、明らかに。もう第一、自分の車を持ってこいというんですか、じゃあ。自分の車をフェリーで持ってきて、じゃあ、そこにとめて、そこから自分の車で上がってこいと、そういうことをおっしゃるんですか。

まさしく島については、そんなことは常時できないので、わざわざ、結局、やっぱりいろんなサービスセンターにも確かにあることは知っております。だけど、やはりもっ

と利便性を高めるために、かなり工夫して、要するに一緒に船に乗ったり、船から来るときに一緒に1台で4人で乗り合わせて学校へ来たりということは、それは工夫してみえるそうです。それでも、今、南知多町が配置している公用車2台だけではやり切れないと。そういうことをやっぱり言ってみえます。これは、校長先生が実際に私に語っていただいたので。だから、やはり今の必要性としては少なくともあと1台ぐらいは町として賄ってもらえないだろうか、という声でございます。

なので、やっぱり大いにそこら辺のところのもちろん町としても調査していただいて、どういうふうに使っているんだと、5台を。私も初めびっくりしたんですよ。こんな5台も要るのかなあと。でも、島で生活してみえるとやっぱりこれは5台ないと回っていかないと。出張や、それからいろんなさまざまな出かけた後の方や、それから来訪者の対応だとか、それから、まとまって自分たちが集団で動くときだとか、ましてや、2台だったら絶対、小学校13人、中学校14人ですから、先生。だからこれ、全部行けませんよ、2台しかないんだから、ピストン輸送しなきゃだめだ。ピストン輸送をしていたら、船に間に合わなくなってしまう。だから、先生たちは便利なように考えてみえるんですよ。そして、ましてや30分もかかって歩いていけと言うんですか。30分もかかって歩いていけということは、授業を30分削るということですよ。子どもたちに影響が及びます。だから、先生たちは子どもたちに影響を及ぼさないために、自分たちでわざわざ金を出して車を買ったり、リースして、そしてそれを苦勞されているんですよ。その実態をしっかり知ってください。

だから、やっぱりあと1台ずつの公用車の、リースでも何でもいいですけど、公用車配置を篠島、日間賀島それぞれにやっぱりぜひともつけていただきたいんです。再度お願いしておるんですけど、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

僻地学校に勤務されてみえる教職員の方の福利厚生というか、経済的負担軽減につきましては、注意を払わなければいけないと考えております。

その一環というふうに言っているものかどうかちょっとあれですが、現在の教職員住宅を両島のほうには建てておりまして、そちらに住んでいただいております。こちらのほうの家賃につきましては1人3,400円、あるいは2人部屋の方は5,000円という負担で

やっただいております。

教職員用住宅改善のために平成24年度から改修事業に取り組んでまいりました。この間の事業費は約1億8,500万という金額がかかっておりますが、離島の教職員の経済的負担が大きいということで住環境を整えましたが、家賃は据え置いております。こういう経済的負担に対する軽減というか配慮というのはしております。

それともう一点、公用車につきましては、先ほど申しましたが、港までの来客の方の送迎ですとか、荷物の運搬、それから出張の際に利用していただくということを想定しております。そのほかに先生方が自費で負担をしていただいて車を購入していただいております。先ほどの福利厚生という面で、補助ということではないんですが、そちらのガソリン代につきましては、公費でお支払いをしております。個人への負担ということではなくて、学校全体への軽減策ということで、そこについては配慮させていただいております。

ということでございますので、先ほども申しておりますが、今現状の中では公用車、軽自動車の増大については、今のところ考えていないということであります。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

る今、島の先生たちの状況を述べさせていただきました。確かに5台要るんだと、実態としては。だから、やはり、確かに出張だとか帰りだとか通勤だとか、そういう自動車を使っているわけですけど、島ではそんな公用車扱いができない。その実態を、特殊性をよく見ていただいて、教育委員会としても、さらに1台の配慮、これをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、お願ひします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問3-1の小学校部活動は半田市、武豊町、知多市等のように社会教育充実を基本として、縮小・廃止に向けて準備すべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

小学校での部活動につきましては、児童の体力づくり、技能の向上、仲間づくりなどを目的として、4年生以上の児童が参加して各学校で行っています。

本町におきましては、半田市や武豊町とは違い、地域住民や保護者が指導者となって行うスポーツクラブが少なく、インストラクターがいるスポーツクラブまでの距離が遠いため、小学校の部活動を廃止・縮小した場合に、児童の体力づくりとしての運動の場を確保することが難しい状況です。また、文化活動では、篠島小学校を除く学校に金管バンドや鼓笛隊がありますが、これらについて社会教育で行う場はありません。

したがって、児童の運動及び文化活動の充実した場を確保するという点から、小学校部活動の縮小・廃止は考えていません。

ただ、議員の御指摘のとおり、社会教育の充実という点は大切だと考えており、この面が確保された段階では検討すべきと思いますので、教育委員会の将来の課題として考えています。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私も今すぐ小学校部活動を廃止しろとは、そんなことは言っていません。しかし、縮小・廃止に向けて準備すべきだというふうなことを言っているんですね。

とりわけ、小学校の部活動については、全国的にはないんですよ、ほとんど。愛知県は結構7割から8割あります。だけど、ほとんどの全国を見てみるとやっていないんです。子どもたちのスポーツや文化や芸術に触れる機会、これを保障するのは大変重要なことです。それを今まで教師がボランティアで、無償労働で長時間労働でやってきたと。これが今の実態なんですね。

だから、今の現状において、もちろん小学校部活動について学習指導要領にもありません、項目は。やれとも書いていない。だから、まさに戦後、地域の方々が子どもたちの文化・スポーツの活動をいわゆる補助しようと、そういう形から素朴に始まってきているわけですね。それを結局、文科省や要するにさまざまな教育行政、そして南知多町もそうです。そういう部分でやはり先生任せにしてきたと。こういうことのつけがさまざまところで回ってきているわけです。特に部活動。

やはり、小学校部活を今度新しく知多市では見直します。知多市では何でやるのかな

あと思つたらば、こういう声ですよ。これ、きのういただいた教育委員会の評価活動がありますよ、報告書。これは知多市の評価報告書なんです。それを見てもみますと、知多市はもう既に平成29年のときに、総合型地域スポーツクラブの推進と、これをもう既に教育委員会を挙げてやっているんです、ちゃんと。だから、32年までに設立をします。

だから、知多市は32年ぐらいにもうやめちゃうんです、小学校部活動を。だから、そういう点ではきちっと行政で、小学校部活動をなくすためには地域のスポーツクラブ、地域の方で担っていただいている、そのところも大事です。片山さんなんかもサッカークラブをやってみえます、サッカー少年団か。ああいう方をたくさん結局、行政の責任として指導者をふやすということを意図的にやらなければ、いつまでも小学校の部活動は先生に頼ります。そういうスタイルになっていっちゃうんですよ。それが今までの長い間の70年間の日本の姿でしたら、南知多町、愛知県の姿なんです。だから、これを変えなきゃならないと言っているのが文科省の今回の働き方改革なんですよ。なので、やはりぜひとも、この知多市のように、総合型地域スポーツクラブの推進、この計画ですよ。この計画を南知多町として立てるつもりはあるのかどうか、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

総合型地域スポーツクラブの設立についてという御質問でいただきましたので、これについて現段階の状況をお知らせをさせていただきたいと考えております。

総合型地域スポーツクラブについて、南知多町ではまだできておりません。

愛知県から毎年協議に参りまして、つくってほしいという要望もいただいております。

ただ、現状、この総合型地域スポーツクラブというものが求められているもの、基準というのがまずありまして、多世代で多種目、そして多志向、いわゆるいろいろな志向、あるいはレベルに合わせて参加できる、そういった多志向の、そういう特徴を持った地域住民による自主的・主体的に運営されるスポーツクラブであることが求められております。また、それに対して持続的な運営体制や活動に見合った財源が確保されていることも条件として上げられております。

こういったことを考えていきますと、現段階で、まず自主的・自律的に運営されるために必要となる財源確保のためには、他市町の例では、会員による会費制でそれを確保するということがやられている様子です。本町において、人口減にある中で、あるいは

今の人口で全ての学校、地域についてそういった活動ができるような総合型地域スポーツクラブを立ち上げるだけの会費が確保できるのか、会費といたしますか、財源が確保できるのかという問題がこれまでにありました。

○5番（内田 保君）

議長、短くやってください。

できるのかできないのかと。

○社会教育課長（森 崇史君）

それでよろしいですか。

済みません、現段階では、財源の確保と指導者の不足により難しいと考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

小学校はぜひとも、もうこれは縮小・廃止に向けて、やる根拠はないので、実際には。今の社会教育の充実を含めた形で進めていただきたいと、こういうふうに思います。

じゃあ、中学校のほうをお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問3-2の中学校部活動は教育課程上にはなく、今後の中学校部活動の考え方ができるだけ社会教育に移行させる考えのもと、文科省の通知のように、必ずしも教師が担う必要のない業務であることを基本にした学校運営と社会教育の充実に向けた施策を進めるべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

中学校の学習指導要領では、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、スポーツや文化などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものと明記されています。

異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒の多様な学びの場として、また部活動の観察を通じた生徒理解等、中学校の部活動は教育課程外の活動ではあるものの、学校教育活動の一環として、中学校教育において大きな意義や役割を果たしています。

一方で、議員御指摘のとおり、中央教育審議会の答申では、学校における働き方改革の実現のため、これまで学校や教師が担ってきた業務のうち、負担軽減のためにどのような役割分担が適正かについて整理をする中で、中学校部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務とされています。

したがって、学校の働き方改革の実現のためには、これまでの学校・教師が果たしてきた役割も十分踏まえ、学校教育の一環として、教師以外の専門職員、部活動指導員、地域の人材の活用、高校や大学との連携・協力などの運営の工夫も必要と考えています。

また、その上で将来的には学校の部活動と、現在本町にはありませんが、環境を整えば地域との連携を進めていくことにより、勤務時間内は部活動、勤務時間外は地域の総合型スポーツクラブというようなすみ分けをして、学校教育活動と社会教育活動の枠を明確に切り離していくことも検討していく必要があると考えています。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

今の働き方改革の焦点は、教師の働き方です。まさに、例えば児童・生徒の休み時間に対応するのも、これも主として教師がやるべき内容じゃないと。それから、校内の清掃もそう、部活動もそうと。こういうような内容が明確にされております。まさにそういう立場から、さらにきちっとやっぱり学校運営上も、不得意な先生に野球を押しつけるだとか、不得意な先生にさまざまなテニスを押しつけるだとか、そのようなことがないような学校運営の工夫をぜひともしていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問 3 - 3 の教師の働き方が見直されている中、今後の学校規模適正化を考える上で、基本的に学校部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを保護者にも説明し、学校部活動を徐々に社会教育に移行させていくことの理解を求めていくことが必要と考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

学校教育における部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、みずからの適性や興味・関心等をより深く追求する機会であることから各教科等の目標や内容との関係にも配慮しつつ、児童・生徒自身が教育課程において学習する内容について、改めてその大切さを認識できるように、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら実施するもので、その教育的意義は高いと認識しています。

そのため、学校教育として部活動指導の充実に努めることが大切と考えており、学校部活動を全て社会教育に移行すべきとは考えておりません。

しかしながら、教師の働き方改革の観点から、学校部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務と整理されたことにより、教師の負担軽減のために、部活動の運営につきまして工夫する必要があると考えています。

例えば、専門的な指導を求める児童・生徒や保護者のニーズに応えつつ、教師の負担軽減を実現するために、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることや、本町では確保が難しく、現在配置はしておりませんが、平成29年度から制度化されました部活動指導員の活用の検討は必要と考えられます。

学校部活動を社会教育に移行させていくことは、現在の時点では考えておりませんが、学校部活動の運営は、保護者の理解と協力を得なければ成り立たないものですので、顧問の負担軽減につきましては、保護者に説明し、御理解いただくことが必要なことと考えています。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ここは非常に大事なところですよ。現在、学校適正化のためにさまざまな地域で話し合いを行われております。保護者の願いは部活動をやってほしいと。これは当然ですよ。私もそう思います。しかし、現行の学校部活動のいわゆる制度が、先ほど私も言いましたように、教師の負担によって成り立つような部活動になっているんです。それは、戦後の制度設計で文科省が何もしてこなかったからです。1971年、1972年に制定された学校の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法という、そういう法律がありますが、その法律の中で、結局、残業手当を出せないと。自主的、自発的だと。先生たちも勝利至上主義にある面では巻かれちゃって、いわゆる学校の部活動なのに一部の子はいい顔

をするけど、一部の子は泣いていると。球拾いだけやって、よく頑張ってくれたね、ありがとう。あんたのために優勝できたんだよと。そんなことを言われても、子どもたちはうれしくないですよ。でも、そういう部活動しかできないんですよ、今の現状は。本当は部活動、一人一人が自分がスポーツをやりたい、音楽をやりたい、芸術をやりたい、そういう気持ちがあったならば、その条件を社会的な枠の中で本来は保障しなきゃいけないんです。学校なんかで全てできません。第一、その全てのスポーツに対応できるような指導者なんかいないんだから。金管の指導できる方もいないし、それから、ましてや、いろんなさまざまなほかの文化活動、バレーだとかそんなことをやりたいと子どもたちが言ってきたらば、じゃあ、それに対しての指導者をどうするんですか。

だから、結局、学校の枠内の部活動でしか、いわゆるスポーツ、文化、芸術に対する子どもたちの真の願いを実現する場所が確保されていないんですよ。その矛盾の中で今、学校があるんですね。私もそれをやってきました。勝利至上主義に染まりながらね。

だから、やっぱり、私も豊浜中学校でバレーをやっていましたけれど、バレーで結局、6人だけは結構いい、しっかりとした目を持つけど、あとの補欠についてはやっぱり目は二の次になっちゃうんですね。そういう指導体制になっちゃうんですよ、指導者が。ましてや大会がありますから、その大会に向けてやらなきゃいけないと。そうすると、本来、子どもたちは中学校1年生になって、ああ、これは僕も野球をやってみて、一回ホームランを打ってみたい、こういう願いで入ってくるんですよ。入ってくるんだけど、実際は球拾いと。おまえちょっと間に合わんから球拾いをやっておれと。少々うまいやつだけを結局扱うと。こういうような文化、スポーツ活動、いわゆる勝利至上主義の、先生が、私でもそうでしたけど、先生が喜ぶだけの、優勝して。そのような部活動になっちゃうんですよ。

学校部活動というのは、文科省はそんなことは言っていません。一人一人が輝くような、そういうような部活動。だから、初歩的な、誰でもがゲームに参加して、要するに誰でもが試合に参加してやれるような、そういうような部活動として構築しなきゃいけないんですよ。今の部活動をそのまま認知をしてやることは全く勝利至上主義で、子どもたちをばかにするとか、そういうものになってしまう。

だからこそ、保護者に対して、この学校適正化の中で、部活動ができますよということに、確かに部活動はできるけれど、先生の主たる業務じゃないんですよということを強調しながら、それは説明していかなきゃいけないと私は思うんです。それを説明しな

いにおいて、部活動ができるようになりますよと、学校を一緒にすればと。そのような説明はまさに虚言というか、そういうことになってしまうのではないかと思うんですね。

だから、やはり保護者に対して、本来は先生たちは生徒指導や、それから教科指導、授業を中心にやる仕事であって、これは部活動というのは二次的な内容であって、本来やるべき内容じゃないんですよということを保護者に周知していくことを十分にやる必要があると考えておるんですが、このことをもう一回答えてください。以上。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

現在、教育委員会では、学校適正化の関係で保護者の方からアンケートをいただいたり、意見交換会を行っております。確かに、そういったアンケートや意見交換会の中で、統合すると選べる部活動がふえるという保護者の期待の声が多くあります。それは、現状の中では、小学校で行っていた運動が中学校の部活動では選べなかったり、興味がある運動部がなかったりする現状からだと考えています。それが統合することによって人数もふえ、教員の数もふえることによって、部活動の選択肢がふえるという意味ではないかと思えます。

もちろん議員がおっしゃるとおり、教員の多忙化解消ということは大きな問題でございます。その中で部活指導のガイドラインも作成いたしました。そういったものも遵守していただくことを学校にはお願いをしております。保護者の方にも、先ほども申しましたが、教員の多忙化につきましては御理解いただくような説明というのは必要であると考えております。

○5番（内田 保君）

終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時50分といたします。

〔 休憩 13時41分 〕

〔 再開 13時50分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、6番、石垣菊蔵議員。

○6番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項、予防接種の自己負担の支援と額の統一をについて質問をいたします。

なお、さきの通告書に短く補足説明や新しい数値を加えて質問しますので、あらかじめ御了解ください。

今年は残暑厳しい8月の早い時期からインフルエンザの発症が報告され、既に8月にはインフルエンザ注意報の発令、9月早々には学級閉鎖もあり、流行期に入るのは例年より数週間から1カ月ほど早く、1医療機関当たりの患者数は定点当たり全国1.03人で、流行開始の目安とされる1人を超え、令和元年11月15日に国立感染症研究所は全国的な流行期に入ったと発表しております。

補足としまして、定点当たりとは、選定された全国約5,000余りの医療機関を定点医療機関といい、その定点の1週間当たりの患者報告数を定点数で割った数であります。

1999年に統計をとり始めてから、新型インフルエンザとして世界的な大流行となった2009年に続いて2番目に早くなっています。愛知県でも0.8人の患者を数え、流行開始の目安に迫っています。なお、既に新聞でも発表されました11月21日には、愛知県も1.92人の患者を数え、流行期入りの基準を超えており、拡大が心配されております。

インフルエンザワクチンの予防接種は、高齢者等においては、法律に基づいて市区町村が主体となって実施する定期接種の対象に取り込まれていますが、それ以外の年齢層は任意接種のため、予防接種の費用は自己負担となっています。

今までにも一般質問を含め、任意の予防接種に対する負担や助成が要望されており、国の法改正も図られ、段階的に定期接種に取り込まれています。

今回、子育て世代を応援するために、いまだ定期接種に取り込まれない任意のワクチン予防接種の町単独補助による負担軽減とあわせて、一般町民のインフルエンザワクチンの自己負担額の統一を求め、次の質問をいたします。

1番としまして、子育て世代に係る任意の予防接種について。

(1)法律で定められた定期の予防接種の国の財政支援はどのように算定・支援されるか。

(2)子育て支援に係る任意の予防接種は、インフルエンザワクチン、おたふく風邪、ロタウイルスなどがあるが、町ではこれらの予防接種をどのように考えているか。

(3)特に1月から3月までは頻繁にインフルエンザ警報が発令される。このような時期に中学3年生には最後の学年末試験に始まり、義務教育ではない第1の関門、高校や進路での入学試験などと続く重要な期間となる。また、高校3年生では、同様に大学入試の一次試験、なお、2021年1月からは大学入学共通テスト（新テスト）が予定されている。仮に令和元年度の中学3年生と高校3年生全員にインフルエンザワクチン1回接種を全額補助した場合、対象者数及び所要額はどれだけか。

(4)近年、インフルエンザの任意接種を助成する市町村が増加傾向にあるが、近隣5市4町の動向はどうか。

(5)子育て中の親からは、インフルエンザワクチンに係る費用は負担が大きく、補助があればという声も聞かれる。子育て支援として、町は今後、一部負担を考慮し、助成する考えはあるか。

(6)おたふく風邪の予防接種は、1歳と小学校入学前までの2回接種により効果が高まると言われているが、この接種の具体的な対象者、対象となる者及び対象者は何人か。また、2回接種を補助した場合、町の負担はどれだけか。

(7)おたふく風邪は、年長児や成人が罹患、病気にかかることでございます。かかった場合、著名な症状で、合併症の頻度が高く、肺炎、腎炎、髄膜炎、髄膜脳炎及び感音性難聴などがあり、特に感音性難聴を発症した場合、高度の難聴として障害を残すことが多いと言われており、最も警戒すべきと考えられている。このおたふく風邪のワクチン接種においても、子育ての重要な時期での接種が必要なことから、一部負担を含め町は補助する考えはあるか。

(8)子育て家庭の任意接種のもう一つとして上げられるロタウイルスは、感染すると嘔吐、下痢に伴う脱水やけいれん、腎不全、脳症などの合併症や重傷急性胃腸炎で入院に至る場合もあり、接種が望まれるワクチンである。接種の具体的な対象者及びその対象者は何人か。また、町の負担はどれだけか、補助した場合の負担です。加えて、町として助成する考えはあるか。

大きな2番、一般町民が受けるインフルエンザの予防接種自己負担額の医療機関格差の是正について。

(1)一般町民のインフルエンザワクチン料金は、補助制度もないことから、自費にて接種を受けている。また、自由診療となるため、病院ごとに価格が決められ、医療機関の立地をはじめとする諸条件により価格差が生まれている。この価格差を町はどのよう

に捉えているか。

(2) 高齢者等のインフルエンザワクチンの予防接種の自己負担は令和元年度より増額されたが、広域予防接種を含め、どこの医療機関で受けても定額の1,300円となっている。このことから、一般町民のインフルエンザ予防接種料金についても愛知県及び県医師会等に働きかけ、費用額の県下統一、または市町村単位での統一などに向けて、町単独では難しさもあるので、近隣市町を巻き込んだ働きかけはできないか。

大きな3番、国は令和2年度以降、任意接種についての方針・方向性に变化はあるか。
以上で壇上での質問は終わります。

なお、再質問がある場合には自席にて行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、法律で定められた定期の予防接種の国の財政支援はどのように算定・支援されるのかにつきまして答弁させていただきます。

定期予防接種につきましては、予防接種法第2条に規定されており、第5条において市町村がこれを行わなければならないと定められております。

定期予防接種の国の財政支援としましては、普通交付税における保健衛生費の感染症等対策費の積算内容に含まれておりますので、地方交付税による財政措置を受けております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

定期の予防接種について、基本的には普通交付税の財政措置で手当てされ、対象事業費の積算に含まれ、いわゆる積み上げられていると言われましたが、その額は100%積み上げがなく、また同様に100%収入が担保されているものではないと思っておりますが、財源の少ない本町にとっては、国の負担金や補助金制度など、確実な名目で予算書に計上できない厳しさがありますので、今後、機会を捉え、目に見える補助事業への格上げ要望の行動をお願いしたいが、交付税による財政措置の考え方については、このように理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

交付税の考え方でこのように理解してよいかに対しまして答弁させていただきます。

定期予防接種の普通交付税の科目の一つである保健衛生費の感染症等対策費の基礎数値として、基準財政需要額に算入されておりますが、普通交付税の交付額の決定は基準財政需要額から基準財政収入額との差により財源不足がされたこの数字が交付税額として決定されておりますので、定期予防接種の額が100%担保されているものではございません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

わかりました。

いずれにしましても確実な補助を求めてください。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問1-2、子育て支援に係る任意の予防接種は、インフルエンザワクチン、おたふく風邪、ロタウイルスなどあるが、町ではこれらの予防接種をどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

子育て支援に係る任意の予防接種につきましては、議員の言われるように、インフルエンザ、おたふく風邪、ロタウイルスなど、疾病の予防のために接種するワクチンがございます。

ロタウイルスワクチンにつきましては、来年10月1日から新たに定期接種の対象となることが厚生労働省の諮問機関であります厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で了承され、決定されたところでございます。

おたふく風邪ワクチンにつきましては、より高い安全性が期待できる新たなワクチンの研究が望まれており、現在も継続して定期接種化に向けた検討がされている段階であ

ります。

また、インフルエンザワクチンにつきましては、厚生労働省のホームページによれば、感染を完全に抑えることはできませんが、発熱や喉の痛みなどの症状の緩和や、かかった後の重症化や死亡を予防することに關して一定の効果があるとされております。しかし、まれにじんま疹などの皮膚の症状、息苦しさといった呼吸器の症状、唇の腫れといった粘膜の症状などが見られることもございますので、ワクチンの効果やリスクについて医師からしっかりと説明を受け、十分に理解した上で慎重に接種すべきであると考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

答弁があったように、過去には、集団予防接種がスタートして数年で副反応の被害訴訟が起き、学校での集団接種は廃止された苦い経験をたどったと記録もあります。慎重にとの声もありますが、インフルエンザワクチン接種は、今では町の職員皆さんはじめ企業により一部または全額負担で接種が受けられ、私の勤務先でも社員の福利厚生として毎年接種を受けています。

任意接種の中でも、このインフルエンザワクチンは最も多くの方が接種を受けていることから、補助制度が加われば、予防接種を受ける動機づけには最大の手段・方法だと考えております。

また、これらの予防接種は、子育て世代には、その病気に対する安心を担保できることから、次の質問以降での前向きな答弁を期待いたします。

次の質問、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問1-3、仮に令和元年度の中学3年生と高校3年生にインフルエンザワクチン1回接種を全額補助した場合、対象者及び所要額はどれだけかにつきまして答弁させていただきます。

中学3年生の人数につきましては実際の人数で、高校3年生の人数につきましては、

入学後の転出入、退学などがあり、把握は大変難しいため、平成31年3月末現在の対象年齢全員が高校3年生として就学していると想定した人数で試算をさせていただきます。

今年度のインフルエンザ予防接種委託料単価1人当たり4,800円ですので、対象者の想定となる中学3年生131人、高校3年生144人、合計275人全員に要する予防接種委託料の試算額は132万円となります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

対象者、中学3年生、高校3年生、合計で275人、所要額132万円、全額町負担しても今後子どもの数の減少が見込まれ、予算措置ができ得るのではと思いますが、町のお考えにつきましては、後ほど改めて確認をさせていただきます。

次の質問、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問1-4、近年、インフルエンザの任意接種を助成する市町村が増加傾向にあるが、近隣5市4町の動向はどうかにつきまして答弁させていただきます。

近隣5市4町の中で、東海市、大府市、知多市においては、中学3年及び高校3年年齢相当者を対象とした任意接種の一部または全額助成を実施しております。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

回答は3市実施とのことですが、他市町では、本町の子ども医療制度の充実を追いかける町村もあることから、このインフルエンザワクチン予防接種では追いつくよう望みます。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－5、子育て支援として、町は今後、一部負担も考慮し、助成する考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

町の財政が厳しい現状において、インフルエンザワクチンの任意接種に助成することは考えておりませんが、中学3年生及び高校3年年齢相当者を対象とした任意接種については、近隣市町の動向を注視していきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

中学3年生、高校3年生に実施するとの答弁がなく、少し残念ですが、近隣市町の動向をしっかりと注視しつつ、子育て支援として目的を持って検討を望みます。

高齢者のインフルエンザワクチン予防接種率は一部負担があるものの、決算書を確認したところ、平成30年度において5割を超えています。このことから中学3年生、高校3年生に対し一部負担を含めて補助を実施した場合でも、その接種率は5割を超え、ましてや、町の全額負担であるなら、子どもの不安解消も考え、さらに接種率は高くなると思います。

私ごと、思い出すこと、五十数年前の中学3年生、卒業式後の3月17日、高熱での高校入試、高校試験、99人の壁ではありませんが、第1の壁で挫折寸前の経験をしております。加えて望むことは、中学3年生及び高校3年生の属する同居する世帯全員に範囲を拡大、その補助額には本人との負担の格差も取り入れるなど、あらゆる手法を検討し、町として人生の第1、第2の壁に立ち向かう中学3年生、高校3年生を抱える家庭にさらに安心を提供するためにも、インフルエンザワクチン助成の再考をお願いしたいものでございます。

ところで、子育て世代のインフルエンザ予防接種の対象範囲を充実させ実施している市町村は愛知県下にありますか。また、実施概要は、対象範囲、補助額はどのようになっていますか。先ほどの(4)に関連しますが、手元に資料がありましたら。

また、数多い実施例がありましたら、実施市町村の数と特に参考となる事例を報告してください。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

御質問のありました子育て支援世代のインフルエンザ予防の予防接種の対象範囲を充実している県内の市町村数だとか補助額、あと充実してやっているような市町村があればという御質問ですけれども、まず愛知県保険医協会ホームページによりますと、平成31年4月現在で、県内では11市町村が助成を実施、または実施予定をしております。そのうち、知多市、設楽町、東栄町の3市町が自己負担無料で助成を実施しているところでございます。

また、11市町村のうち、さらに対象年齢を拡大して実施している市町村につきましては、安城市、設楽町、東栄町、豊根村、飛島村の5市町村が1歳以下から高校3年年齢相当者までを対象としておりまして、任意接種の一部または全額助成を実施しております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

わかりました。

南知多町でも許される財源の中で自己負担などを考慮し、注視ではなく、知恵を絞り出し実施できるよう検討してください。また、この財源にふるさと納税の活用も加え、南知多町の子育て支援の充実をアピールしてはどうかと提案をしておきます。

次、お願いします。

なお、(6)(7)は一括で答弁をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問1-6、おたふく風邪の予防接種は、1歳と小学校入学前までの2回接種により効果が高まると言われているが、この接種の具体的な対象者及び対象者は何人か。また、2回接種を補助した場合、町の負担はどれだけかにつきまして答弁させていただきます。

続いて、御質問1-7、おたふく風邪のワクチン接種においても子育ての重要な時期での接種が必要なことから、一部負担も含め、町は補助する考えはあるかにつきまして、一括して答弁させていただきます。

おたふく風邪につきましては、おおむね1歳から3歳までに接種することが勧められております。また、議員御提案にあるように、予防効果を確実にするため、5歳から7歳未満の時期に2回目の接種を行うことを日本小児学会は推奨しております。

したがって、1歳と小学校入学前の2回接種を対象とした場合、平成31年3月末の人口による対象者数は、1歳62人、5歳98人、合計160人となります。また、その場合の町の負担でございますが、1人当たり6,300円で医療機関と委託契約を結んだと仮定し試算しますと100万8,000円となります。

続きまして2つ目、1-7の関係でございます。

先ほどの答弁にもございますように、おたふく風邪ワクチンにつきましては、より高い安全性が期待できる新たなワクチンの研究が望まれており、現在も継続して定期接種化に向けた検討がされている段階でございます。このような状況におきましては、一部負担を含め補助を行う予定はございませんが、県内において一部補助を行っている市もございますので、引き続き国や近隣市町の動向を注視していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

このおたふく風邪ワクチン接種は、治癒後において、将来にわたる後遺症が残ることが想定されることから、未来を担う子どものためにも定期接種に取り込まれるものを待たずに、早期の町の補助の実施を望むものでございます。

なお、おたふく風邪治癒後の後遺症に難聴が心配されていますが、日本耳鼻咽喉科学会などで、この後遺症により耳が不自由になった子どもさんの数について、全国や市町村単位での統計がありますか、概数でも。南知多町において、またこの事例を把握していたら教えてください。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

御質問にありましたおたふく風邪の後遺症により耳が不自由になったお子さんの数だとか、それについて統計はあるか。あと、本町における事例を把握していればということでございますけれども、日本耳鼻咽喉科学会のホームページによりますと、2015年から2016年にかけて2年間におきまして、少なくとも348人が難聴となり、300人近くの方に後遺症が残っているとのことでございます。そのうち、両耳の難聴は16例あるとのことでございます。

なお、本町における事例につきましては、把握のほうをしております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

発症者の数を聞き、多い少ないは別として、後遺症で悩むおたふく風邪、ワクチン接種をしていればと後悔しかないとします。

「おたふく風邪なんて大したことない病気とっていました。自分の子どもの耳が聞こえなくなるまでは」、この言葉はおたふく風邪が原因で我が子が難聴、耳が聞こえなくなった両親の声です。発症後の治療法はありません。

でも、おたふく風邪ワクチンをみんなが受けている国では、おたふく風邪にかかる人はほとんどいません。おたふく風邪にかからなければ、耳が聞こえなくなることもありません。耳が聞こえなくなってからでは遅いのです。おたふく風邪ワクチンを受けてください。子どもたちからの願いです。そして、親に対しての小さな叫びです。

このように子どもたちの声なき声に耳を傾け、あのとき予防接種をしておけば、今も悔やむ母親をなくすためにも、町の補助メニューへの取り上げを願うものでございます。

これにつきまして、知多5市4町の実施状況、また愛知県の実施状況について、資料等がありましたら、市町村数で結構です。御報告をお願いします。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

御質問にありました知多5市4町の実施状況及び今後の動向、また県下での実施状況を把握しているかということの御質問について答弁させていただきます。

現在、知多5市4町で補助を実施している市町はございません。今後も、近隣市町の動向を注視していきたいと考えております。

また、愛知県下での実施状況はあるかにつきましてでございますけれども、愛知県保険医協会のホームページによりますと、平成31年4月現在で、県内では16市町村が助成を実施または実施予定をしております、小牧市、飛島村、東栄町、豊根村の4市町村が自己負担無料で助成を実施しているとのことでございます。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

他市町の動向に加え、可能な限り先陣を切る事業実施に向け、前進をよろしく願いをいたします。

次の質問、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－8、ロタウイルスワクチン接種の具体的な対象者及びその対象者は何人か。また、町の負担はどれだけか。加えて、町として助成する考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

ロタウイルスワクチンの対象者は、2回接種の場合、生後6週から24週まで、3回接種の場合、生後6週から32週までとなっておりますので、対象者は乳児となります。対象者数につきましては、直近3カ年の出生者数の平均が76人であることから考えますと、80人程度となると見込んでおります。

次に、町の負担についてでございますが、全員が3回接種を選択し、1回当たり1万1,000円で医療機関と委託契約を結んだ仮定で試算しますと、年間で264万円となります。ただし、来年度に限っては10月からの半期分となる見込みです。

最後に、町として助成する考えはあるかという質問に対しては、先ほど答弁しましたが、来年10月1日から同年8月生まれ以降の乳児を対象として定期接種の対象とすることが厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で了承されておりますので、この定期接種化にあわせて全額助成できるよう、来年度の当初予算に反映していきたいと考えてお

ります。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

今回、来年10月から定期接種化されるとの答弁を得ましたので、子育て世代への安心がまた1つ加わるものと考えております。町には確実、迅速に対応し、実施をお願いいたします。

ところで、このロタウイルスワクチン接種を否定するものではありませんが、インフルエンザワクチン、おたふく風邪ワクチンに先んじて定期接種となった理由がありましたらお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

御質問にありました、なぜロタウイルスワクチンがほかの子育て支援世代のワクチンに先行して定期化されたのかにつきまして答弁をさせていただきます。

ワクチンが定期接種化されるまでには、ワクチンの研究開発から薬事承認、厚生労働省の諮問機関であります厚生科学審議会などにおける検討、また予算の確保、ワクチンの生産実施体制の確保など、数多くのプロセスがございます。

ほかのワクチンについても、引き続き定期接種化に向けた検討がされておりますけれども、こうした段階を経る中で、ロタウイルスワクチンが先行して定期接種化されたものと考えております。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

子育て支援全般の任意の予防接種のうち、このロタウイルスは定期接種に取り込まれるとのことで、残るインフルエンザワクチンやおたふく風邪ワクチンの予防接種も町の補助を受けることができる予防接種になることを、そして国の定期接種への法改正を期待するものでございます。

次の2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-1、インフルエンザワクチン料金の価格差を町はどのように捉えているかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、インフルエンザワクチンの接種料金については、メーカーの違いや成分の違い、人件費など病院経営に必要な費用などを総合的に勘案して、それぞれの医療機関で決定しております。

価格差についてですが、町としてはそれぞれ医療機関のさまざまな事情と経営努力により決定されているものであるため、やむを得ないものと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

インフルエンザワクチン接種は任意接種であり、さらには答弁にあったように、薬の種類が変われば価格も異なり、町が判断することは難しいと考えますが、自由診療といえども、一種の同じ治療行為に価格差があるのはどうか、誰でも考えることだと思います。現状は仕方がない、やむを得ないということでしょうか。

次の答弁、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-2、一般町民のインフルエンザ予防接種料金についても愛知県及び県医師会等に働きかけ、費用額の県下統一または市町村単位での統一などに向けて、町単位では難しさもあるので、近隣市町を巻き込んだ働きかけはできないかにつきまして答弁させていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しとなってしまいますが、病院の経営事情を総合的に勘案してそれぞれが決定しているものですので、近隣市町を巻き込んでも料金統一に向けた働きかけは、現在のところ難しいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

国におきましては、患者自身の疾病の予防と早期発見を促すことを期待して、かかりつけ医制度の導入を検討しているところでございます。

身近なかかりつけ医は、患者の心の状況、病气、生活習慣病などを踏まえ、継続的な診療を行っているため、予防接種なども安心して気軽に受けることができます。

しかし、インフルエンザの予防接種は、任意の予防接種、自由診療となるため、病院、クリニックごとに価格差があり、安いところを選ぼうとする心理とかかりつけ医で安心して予防接種を受けようとしたい気持ちが交差するものでございます。

過去に日本医師会の医療に関する意識調査でも、かかりつけ医、決まった医師に受診したい人の割合は6割から7割と高く、多くの人が希望をしております。

このことから、広域予防接種を含め、町単独での実施は難しいものの、接種費用の統一が図られることを切に望むものです。積極的な提案、働きかけを期待いたします。

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問3、国は令和2年度以降、任意接種についての方針・方向性に変化はあるかにつきまして答弁させていただきます。

令和元年度予防接種従事者研修会において、厚生労働省の資料提供がありましたが、定期接種化を検討中のワクチンとしてロタウイルスワクチン、おたふく風邪ワクチンのほか、4種の任意接種ワクチンが上げられており、今後も引き続き評価・検討が進められていくものと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

今後も国の法改正の動向を迅速に捉えてください。そして、町村会、市町会などにお

いて子育て世代が必要とするワクチンの定期接種化を求め、積極的に国への要望活動をしてください。

参考として、先ほど答弁のありました予防接種の研修会の厚生労働省の検討中のワクチン、その他4種、この疾病ワクチンがわかれば教えてください。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

御質問のありました定期接種化が検討中のその他の4種のワクチンについて答弁させていただきます。

接種方法の検討がされておりますワクチンも含めまして、引き続き定期接種化に向けた検討がされております任意接種ワクチンにつきましては、不活化ポリオワクチン、带状疱疹ワクチン、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、沈降精製百日ぜきジフテリア破傷風混合ワクチンの4種でございます。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございました。

石黒町長は就任以来、一貫して取り組んでいる「日本一住みやすいまち」を目指し、未来を担う子どもたちや子育て世代を応援する方策を推進してきた実績を記憶しております。

現在、その一つは内容が拡充され、国の事業に取り込まれています。かつて、私が職員として厚生部在職中のことで、町長就任早々トップダウンにより取り組んだ子育て支援策、園児2人目以降の保育料の無料化、そして特記すべきことは、高校生までの医療費の助成無料化で、県の補助対象外となる小学生、中学生の通院及び高校生の入院と通院の町の給付額は、平成30年度実績で約3,700万円余りと大きな額を支出しており、知多5市5町の先陣を切るように手腕を発揮しております。

また、3日前の日曜日、総合体育館でのGOGO! Smile! 空き家セミナーに参加した際に隣に座った知人から、自分の子どもの事情が好転し、転出はとどまったが、子どもたちが住み続けたいと思う町の魅力をもっとプラスしてほしいという声を投げか

けられました。

今回の子育て世代に係る任意の予防接種の町の支援について、石黒町長の思い、考えを総括して一言述べてください。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

ただいま石垣議員が行っていただきました一般質問の内容につきましては、大変貴重な意見、提案をいただいたと思っております。

子育て世代におけます任意予防接種につきましては、まず本人が感染しないように、また感染し得る周りの家族や友人に対しても、また広くは社会全般に対しても重要な課題であると捉えております。

子育て支援という面で任意予防接種を捉えてみますと、例えばインフルエンザ、中学校3年生や、高校3年生の就職や大学受験を迎えた皆様方にとりまして、それは予防しておきたいなあ、そういう思いはよくわかりますし、それに対する支援も意味のあるものだと感じております。

一方、任意予防接種ということに関しましては、今、議員がいろんな質問をしていただきまして答弁をさせていただきましたが、まず何より任意予防接種をする予防効果があるかないかよりも先に、後遺症を伴うような副作用など、リスクに対して慎重であるべきかなあと思うスタンスでございます。

以前、子宮頸がんか何かのワクチンのときに、あれは定期接種でございまして、受ける方は接種を受ける努力義務がありますし、私ども行政もそれを勧奨しなきゃいけないというそういうものでございましたが、平成25年、2013年だったと思いますが、厚生労働省から、あえて一生懸命勧奨するなというような案内が来たことが思い起こされております。

何はともあれ、国の動向や社会情勢、それから既に任意予防接種を行っている各市町村の結果などを冷静にしっかり検証しながら、我々南知多町の保健衛生体制の適切なあり方に対しまして、たゆまぬ検討をしていかななくてはならないと思っているところでございます。

また、任意の予防接種のみならず、子育て支援全般の施策に立って考えてみますと、まず何より南知多町で結婚していただいて、子どもを産んでいただいて、ここで南知多

町で育てたいというように思っただけのような環境を構築するに当たりまして、どうしても財政とかさまざまな厳しい環境のもとであっても、しっかりその環境をつくっていかねばならないとされているところがございますので、それに対しましては石垣議員をはじめ議員の皆様、それからお医者様など、関係する町民の皆様方とともに町の厳しい環境を共有していただきまして、その上でしっかり子育て支援の環境が整うような各種事業を行っていかなくてはならないと思うところがございますので、皆様方のさらなる深い御理解と御支援、御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

今回は子育て支援、任意の予防接種、あすに夢を託せる事業の推進を石黒町長に求めておきます。

最後に、任意の予防接種の補助は一部補助、中学3年生、高校3年生にインフルエンザワクチン接種の補助を実施すると仮定した場合、例えば2,000円の償還払いの補助であっても、現在実施しております町単独分の子ども医療費の補助額、先ほどの3,700万円のわずか2%弱の町負担で済み、繰り返しになりますが、ワクチン接種の補助事業があるということだけでも、接種を受けようとする動機づけとなり、残念な、不幸なつらい結果が抑止できるという最大の効果をもたらすものと思っております。そして、町の財源負担も接種率を考慮すると課題になるとは思いません。

今回の要望、子育て世代に優しい、南知多町に住み続けたいと望む充実した予防医療の実施を、そして声なき小さな子どもたちに応える予算配分を早急に求め、願わくは、来年のことを言うと鬼も笑うと言いますが、新年度予算に計上されることを夢見ではなく、現実されることを望み、大みそかまで20日と迫る師走を閉じる最後の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時36分 〕